

官報号外

平成十一年五月十四日

○ 第百四十五回 参議院会議録第二十号

平成十一年五月十四日(金曜日)

午後零時五分開議

○ 議事日程 第二十号

平成十一年五月十四日

正午開議

第一 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 鉄道事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 漁船損害等補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 持続的養殖生産確保法案(内閣提出、衆議院送付)

○ 本日の会議に付した案件

一、請假の件

一、国家公務員等の任命に関する件
二、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○ 議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

投票総数

二百九十八
二十二

この際、お諮りいたします。
笛野貞子君から海外旅行のため来る十六日から八日間の請暇の申し出がございました。
これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長(斎藤十朗君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、株価算定委員会委員会幹事会を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

これより採決をいたします。

〔投票開始〕

○ 議長(斎藤十朗君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○ 議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。賛成一百九十八
反対二十二
よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○ 議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

○ 議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。国務大臣(有馬朗人君) 拍手

○ 国務大臣(有馬朗人君) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、保障措置の強化・効率化に関する規定の整備及び使用済み燃料の貯蔵の事業に関する規定の新設という二つの内容から成っております。

まず、保障措置の強化・効率化につきましては、昭和五十二年に国際原子力機関との間に締結いたしました保障措置協定に追加する議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、国際原子力機関に対し行う報告または説明に必要な措置等を講ずるとともに、今後想定される保障措置業務量の増大に対しても適切に保障措置を実施することができるよう国内保障措置制度における民間能力の活用の拡大を図るための措置を講ずるものであります。

この追加議定書は、国際的な核不拡散体制の強化が急務との認識のもと、国際原子力機関において各國合意のもとに取りまとめられた方策を実施するためのものであります。原子力先進国であり、厳に平和目的に限り原子力開発利用を進めている我が国といたしましては、その透明性の一層の向上を図るとともに、国際的な核不拡散体制の規制に関する法律の

強化に資する国際原子力機関の保障措置の強化・効率化方策に積極的に取り組んでいくことがその責務と認識しているところであります。

次に、使用済み燃料の貯蔵の事業につきましては、今後の使用済み燃料の発生量の増加や再処理施設の処理能力等を総合的に勘案し、原子力発電所から発生する使用済み燃料の適切な貯蔵を図るため、事業として原子力発電所外において使用済み燃料を貯蔵することができるよう必要な措置を講ずるものであります。

エネルギー資源に乏しい我が国にとって、エネルギー源としての原子力の重要性は極めて大きなものがあります。昭和三十八年に我が国に原子力の灯がともって以来三十数年が経過し、今や原子力発電は我が国的主要なエネルギー源として確固たる地位を占めるに至っております。一方、原子力発電に伴って生ずる使用済み燃料をめぐる最近の情勢は、海外再処理への軽水炉使用済み燃料の搬出終了、六ヶ所再処理施設の建設状況等による原子力発電所内における使用済み燃料の貯蔵状況は逼迫傾向にあります。

この法律案におきましては、このような状況にかかる事業と同様に使用済み燃料の貯蔵の事業について許可制度を設けるとともに、使用済み燃料貯蔵施設に対しても必要な規制を講ずるものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明いたします。

第一は、保障措置の強化・効率化に関する規定の整備であります。

追加議定書に基づく保障措置を実施するため、国際原子力機関に対し行う報告または説明に必要な措置として、追加議定書附属書Iに掲げられた活動について内閣総理大臣への届け出制度を設けるとともに、内閣総理大臣は、追加議定書の定めるとところにより国際原子力機関から要請された事項等について、関係者から報告を徴収することが

できるとしております。また、我が国が追加議定書に基づき国際原子力機関に提供した情報の正確性の確認等を行うため、国際原子力機関の指定する者は、政府職員の立ち会いのもとに、国際原子力機関が指定する場所において立入検査等を行ふことができる」とするとともに、我が国としても、追加議定書の適切な実施を確保するとの観点より立入検査等を行うことができる」としておられます。

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。前川忠夫君。

前川忠夫君登壇 拍手

次に、原子力発電のエネルギー政策における位置づけについてお伺いいたします。

政府は、地球温暖化対策推進大綱を決定し、総合エネルギー調査会の中間報告では、原子力は一次エネルギー供給の一〇・三%から一七・四%に引き上げるとしており、原子力発電所二十基の新設を見込んでおりますが、総理は二十基もの立地が可能と思われますか。

しかし、我が国の原子力政策は、トイレなきマ

燃料も当然再処理することといたしております。との漠然としたお答えしかいただいていません。最終処分が不透明では中間貯蔵が当面の最終処分となってしまうとのおそれを持つことになりますが、総理はいかがお考えでしょうか。

次に、法律案の具体的な内容についてお尋ねいたします。

まず、衆議院での保障措置検査機関についての新たに指定する検査機関は具体的にどのような人を想定しているのかとの質問に對して、有馬科学技術庁長官はこの改正法施行後申請を待つことお答えになっておられます。天下り先団体に新たな仕事を与えようとするおそれはないかについてはお答えがなかったようですが、明確にお答えをお聞かせください。

次に、中間貯蔵施設の立地対策につきまして、原子力発電所の立地の困難さを前にも述べましたが、この中間貯蔵施設の立地についても民間に千

せておいてうまくいくとお考えでしようか。助成措置として電源三法に基づく交付金制度を適用するようですが、どのような支援策をお考えなのでしょうか。原子力発電所立地が交付金によっても円滑に進んでいないことから、中間貯蔵

施設の立地に関しても同様に効果は目に見えるのでないでしょうか。通産大臣、お答えをいただきたいと思います。

最後に、中間貯蔵施設の安全対策についてお伺いいたします。

我が国では、スリーマイル島事故やチャエルノブイリ事故のような大規模な原子力災害はまだ起きていませんが、広島・長崎の被爆の経験を持つ私は、「もんじゅ」のナトリウム漏れ火災事故や東海事業所火災事故など、たび重なる事故や祥事によって国民の原子力に対する安全性に対する不信感は高まるばかりであります。この中間貯蔵施設の安全性についても二重、三重の安全対策が講じられなければ国民の理解は得られません。そのため、一層の情報公開が必要であると考へています。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案へ趣旨説明

-1-

官報(号外)

すが、通産大臣の御所見をお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣小淵恵三君登壇、拍手〕

○国務大臣(小淵恵三君) 前川忠夫議員にお答え申し上げます。

我が国のエネルギー政策体系について、まずお尋ねがございましたが、我が国のエネルギー政策の基本的目標は、エネルギー安定供給の確保、環境保全及び経済成長の三者の同時達成でござります。昨年六月に改定された長期エネルギー需給見通しを踏まえつつ、二〇一〇年度に向けまして省エネエネルギーや原子力や新エネルギーの開発利用等エネルギー需給両面の対策を推進してまいります。

原子力発電所の新設の可能性についてのお尋ねでありましたが、政府といたしましては、一、原子力発電の安全性の確保に万全を期し、二、原子力発電に関する国民の理解を求める活動を強化するとともに、三、立地地域振興策に努めるなどにより、着実に進展するよう取り組んでまいります。

バックエンド対策についてお尋ねですが、放射性廃棄物の処理処分対策は原子力の開発利用を進めていく上で重要な問題であると認識しております。今後とも廃棄物の性状に応じた適切な対策の実施等に精力的に取り組んでまいります。また、核種分離・消滅処理技術につきましては、いまだ基礎的な段階にあるものの、研究開発を着実に進めてまいります。

六ヶ所再処理工場の操業のおくれに関するお尋ねであります。技術的評価作業の追加等が理由であると承知をいたしております。本工場は我が国の核燃料サイクル政策のかなめの施設であり、再度の変更がないよう関係者が全力を挙げた万全の取り組みを行うことなどにより、核燃料サイクル計画に対する関係立地地域の住民や国民の理解と信頼を得るよう努力することが重要であると認めいたします。

中間貯蔵が最終処分になるのではないかとのお尋ねであります。我が国は長期的エネルギー安定供給等の観点から、核燃料サイクルを原子力政策の基本としておりまして、中間貯蔵後の使用済み燃料も当然再処理し、回収されるアルミニウム等と有効利用することとしております。

また、高レベル放射性廃棄物の最終処分につきましては、地層処分の具体化に向けて引き続き政府一体で取り組んでまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣馬朗人君登壇、拍手〕

○国務大臣(有馬朗人君) 指定機関制度については天下り先团体に仕事を与えようとするおそれはないかとのお尋ねでございますが、この制度の導入は、既に定型化し裁量の余地のない保障措置の検査業務について民間機関を活用することにより、国としては、国でなければ行えない業務に重点化を図ることとしたものであり、その指定に当たっては、技術的能力のみならず役員構成等についても法律に定められた基準との適合性等について厳格、厳正に審査してまいる所存でござります。(拍手)

○国務大臣(与謝野馨君登壇、拍手)

○国務大臣(与謝野馨君) 中間貯蔵施設の立地と支援策についてのお尋ねでございますが、立地に当たり、国は、事業者とともにその必要性、安全性、政策上の位置づけ等について積極的な説明を行なうなど、国民の理解を得るために最大限の努力を行ってまいります。また、電源三法交付金制度を活用し、今年度においては初期的な立地の段階における地元の振興に資するための支援措置を講じてまいります。

次に、自然エネルギーについて、政府は初期の

保に万全を期してまいります。また、国民の理解を得るために、安全性等について十分な説明を行ない、積極的に情報公開を実施してまいります。

〔議長(斎藤十朗君) 加藤修一君。〕

○加藤修一君登壇、拍手)

私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました法律案について、總理並びに関係大臣に質問いたします。

まず、本法律案に入ります前に、我が国のエネルギー供給のあり方についてお伺いいたします。

今日、我が国の一次エネルギー供給に占める石油依存度は約五五%ですが、その九九%以上を輸入に頼っており、国民生活の安定を図るために、石油代替エネルギーの開発、利用はまさに重要な問題です。

しかししながら、原子力については、「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故を始めとして、旧動燃の火災爆発事故、そして使用済み燃料輸送容器のデータ改ざん問題など、国民の間には安全性に対する不安感が増幅しており、今後のエネルギー供給の主役として位置づける上で国民の合意を得ることが難しい状況ではないかと思いますが、總理の御所見をお伺いいたします。

また、地球環境問題からすると、原子力は直接的には二酸化炭素などを排出しませんが、放射性廃棄物という核のごみなど、環境への負荷がないわけではありません。その点からいいますと、自然エネルギーは資源制約が少なく、環境負荷も格段に少ないため、未来世代に負の遺産を残すことになりません。したがって、太陽光や風力、バイオマス、小水力などの自然エネルギーの普及、促進を図り、二十一世紀をグリーンエネルギーの時代にするために抜本的な支援策を講じ、EUのように緑の電力革命を開拓すべきであると考えます

が、總理の御所見をお伺いいたします。

次に、中間貯蔵の方式はプール貯蔵方式やキャスク貯蔵方式が考えられていますが、これまで原

子力発電所における使用済み燃料の取り扱いの際に生じたトラブルが二十件ほど報告されております。果たして中間貯蔵施設の安全管理対策は万全なのでしょうか。通産大臣の御見解をお伺いいたします。

ところで、再処理工場から出される高レベル放射性廃棄物の最終処分についてはまだ確立しておりません。海外からの固化体の返還や再処理工場の完成等を考えるといったうらに先に延ばせる問題でもないと思いますが、いつごろまでに方針をお決めになるのか、お伺いいたします。

また、高レベル放射性廃棄物を地層に処分するための地下研究施設が北海道の幌延町に計画されておりますが、中間貯蔵施設になりはしないかとの懸念が地域にあります。

このことは、逆に考えると、中間貯蔵施設がそのまま高レベル放射性廃棄物の処分場とされるところもあり得るわけですが、この中間貯蔵施設と高レベル放射性廃棄物の処分場とは切り離して対応いたします。

次に、先日、総務庁が発表した核燃料サイクル開発機構の財務内容は、「もんじゅ」の研究開発などで累積欠損が一兆六千億円にもなっております。高速増殖炉の実用化は相当先になり、それまでの間多額の公的資金を投入しなければならないわけですが、今後とも財政資金をつき込む意味があるのかないのか、その妥当性の検討が必要ではないでしょうか。科技庁長官にお伺いいたしました。

次に、第一の改正点である国際原子力機関の追加議定書を受けて、国内の保障措置の強化、効率化についてお伺いいたします。

改正では、従来国が行っていた保障措置業務のうち、定型的業務について指定保障措置検査等実施機関に行わせるとしておりますが、それによって検査が弱体化することはないでしょうか。技術的能力を考慮して機関を指定する必要があると思

いますが、その指定基準についてお伺いいたしました。また、指定機関が各省庁から天下り先にならないよう公平中立な運営がなされる必要があると思いますが、科技庁長官にお伺いいたしました。

さらに、指定機関の保障措置業務の際、万が一問題が発生した場合には国との責任関係はどうなるのでしょうか。あわせて長官にお伺いいたしました。

最後に、今日、我が国のエネルギー政策は大きな岐路に立たされております。二酸化炭素を排出する化石燃料や高レベル放射性廃棄物の最終処分の確立していない原子力などに今後とも大きく依存していく場合、未来世代にそのツケが回るのは目に見えています。一方、中間貯蔵が恒久貯蔵になるならば、地域住民は危険と隣り合わせになります。政府の場当たり的な原子力政策が未来に大きなリスクを先送りすることになるならば、看過できない問題であります。

二十一世紀において、日本さらには世界の環境安全保障は我々現世代の人類に課せられた責務であります。我が国はこの視点から、従来のエネルギーの大量消費を前提とした大量供給の観点からも、エネルギー政策を改め、環境に大きな負担を与えない自然エネルギーなどを明確に位置づけて、エネルギー政策のパラダイムを変えるため、総合エネルギー政策基本法の制定を検討する時期に来ていると思います。

総理の御見解を伺つて、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

(國務大臣小淵恵三君) 加藤修一議員にお答え

申上げます。

エネルギー供給のあり方にについて、まずお尋ねがありました。

エネルギー安定供給の確保、環境保全及び経済成長の三者の同時達成を図るために、国産または準

国産エネルギーである非化石エネルギーの導入等に最大限努力することといたしております。その

中核であります原子力につきましては、安全確保を大前提に、国民各界各層の理解と協力を得つ

つ、立地対策、核燃料サイクルの推進等に取り組んでまいります。

中間貯蔵施設と高レベル放射性廃棄物の処分場は切り離して対応すべきとの御指摘であります

が、中間貯蔵施設は、高レベル放射性廃棄物を深部の地層中に最終処分する施設とは異なりま

であります。政府といたしましてもその重要性をしっかりと認識いたしております。このため、手厚い助成措置を講じております。このため、おきましても太陽光や風力による発電を積極的に購入しております。これらが着実に成果を上げている現段階におきまして、引き続きこのよう

な施策を展開いたしていきたいと考えております。

中間貯蔵施設の必要性についてお尋ねであります。しかし、使用済み燃料の中間貯蔵は、使用済み燃料の発生の状況と使用済み燃料を処理する再処理事業の進捗を調整するための措置であります。従来からの原子力発電所での貯蔵に加えまして、原子力発電所外において貯蔵する事業を核燃料サイクルの中に位置づけ、現状に即した対応により核燃料サイクルを円滑に推進していくものであります。

中間貯蔵施設の立地についてのお尋ねであります。しかし、使用済み燃料を再処理し、回収されるブルーム等を有効利用する核燃料サイクルの政策は我が国原子力政策の基本であります。この方針

す。しかし、中間貯蔵施設の立地に当たりましては、使用済み燃料は必ず再処理されることを常に明確化することによりまして、恒久貯蔵の懸念を払拭し、立地を推進してまいります。

高レベル放射性廃棄物の最終処分の方針をいつごろまでに決めるかとのお尋ねであります。平成六年六月の原子力長期計画によりまして、二〇〇〇年を日途に実施主体を設立し、二〇三〇年代から遅くとも二〇四〇年代半ばまでに地層処分

を開始することとされています。今後とも、研究開発を初め地層処分の具体化に向けた所要の取組みを政府一体となって進めてまいる所存であります。

中間貯蔵施設と高レベル放射性廃棄物の処分場は切り離して対応すべきとの御指摘であります。その後、原子力委員会は同報告書を尊重して、高速増殖炉開発を進めるとの決定を行いました。

今後とも、この方針に沿つて、核燃料サイクル開発機構を中心として、柔軟な計画のもとに効率

化を実現するための研究開発の場の一つとして位置づけられました。原子力委員会は同報告書を尊重して、高速増殖炉開発を進めるとの決定を行いました。

おいて、高速増殖炉については将来の非化石エネルギー源の一つの有力な選択肢として実用化の可能性を追求するために研究開発を進めることが妥当とされ、また、「もんじゅ」についてはこのための研究開発の場の一つとして位置づけられました。その後、原子力委員会は同報告書を尊重して、高速増殖炉開発を進めるとの決定を行いました。

(國務大臣有馬朗人君) 拝手

(國務大臣小淵恵三君) 拝手

○國務大臣(有馬朗人君) 高速増殖炉研究開発の妥当性についてのお尋ねであります。広く国民の意見を聞きながら、平成九年十二月にまとめられました原子力委員会高速増殖炉懇談会報告書に

おいて、高速増殖炉については将来の非化石エネルギー源の一つの有力な選択肢として実用化の可能性を追求するために研究開発を進めることが妥当とされ、また、「もんじゅ」についてはこのための研究開発の場の一つとして位置づけられました。その後、原子力委員会は同報告書を尊重して、高速増殖炉開発を進めるとの決定を行いました。

今後とも、この方針に沿つて、核燃料サイクル開発機構を中心として、柔軟な計画のもとに効率

的かつ効果的な研究開発を進めることが重要と認識いたしております。

保障措置に係る検査機関の指定の基準及び公平中立な運営についてのお尋ねですが、指定に当たりましては、法律に基づき、その技術的能力、検査員の知識、経験、役員構成等について厳格に審査するとともに、検査ごとに行うべき内容を明示した実施指示書を交付する等の措置を講ずることとしており、検査の弱体化や公平中立な運営が阻害されることがないよう万全を期してまいります。

指定機関の業務実施に際し、問題が発生した場合の国との責任関係についてのお尋ねでございますが、指定機関に行わせる保障措置の検査業務は既に定型化し裁量の余地のないものに限ることとしており、また、その指定に当たっては、厳格な審査を行うなどにより、御指摘のような事態が生ずることのないよう措置しているものと認識しております。

しかしながら、人々が一問題が発生した場合は、その結果に対しても業務を行わせる国として適切に責任を果たすとともに、法律の規定に従い指定の取り消し等の措置を厳格に講じてまいります。(拍手)

(國務大臣与謝野馨君登壇、拍手)

○國務大臣(与謝野馨君) 使用済み燃料の中間貯蔵の安全性についてのお尋ねですが、中間貯蔵は、当面はプール貯蔵方式またはキャスク貯蔵方式により行なうことを想定しております。双方の方ともに、現在、我が国の原子力発電所や海外において既に実績があり、高い安全性が確認されております。いずれ的方式にいたしましても、安全性の確認に関し万全を期すこととしております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。労働・社会政策委員長吉岡吉典君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉岡吉典君登壇、拍手〕

○吉岡吉典君 ただいま議題となりました法律案につきまして、労働・社会政策委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における経済社会情勢の変化及び労働災害の動向に即応し、深夜業に従事する労働者の健康を保持するため、当該労働者が自発的に受診した健康診断の結果について事業者が医師等から意見聴取を行なうこととする等、その健康管理の充実を図るとともに、化学物質等による労働者の健康障害の防止に資するため、化学物質等の有害性等に係る事項を記載した文書の交付等を義務づけるほか、検査業者または作業環境測定機関が合併等を行なった場合における承継規定を設ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、深夜業に従事する労働者の自発的健康診断の内容及び費用助成のあり方、深夜業に係る女性保護規定の解消に伴う就業環境の整備の必要性、化学物質等安全データシートの交付義務の実効性、小規模事業場における安全衛生確保策、労働現場におけるダイオキシン類対策、過労自殺に関しての労災認定のあり方、メンタルヘルスケアへの取り組み等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票総数〕

賛成 一百三十六
反対 一百三十六

よって、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済・産業委員長須藤良太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔須藤良太郎君登壇、拍手〕

○須藤良太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済・産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、電気及びガス事業において一層の競争導入の促進を図るため、特別高圧需要家に対する電気の小売を電力会社以外の供給者にも新たに認めるとともに、一般ガス事業者が保有する導管ネットワークを新規参入者が利用するためのルールを整備するほか、電気及びガス料金の引き下げなど需要家の利益になるような場合は、許可制を届け出制による変更を可能とする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、事業の効率化と公益性の関係、電力会社の託送ルールの明確化、風力等の新エネルギー利用の推進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して西山委員より反対する旨の意見が述べられました。

なお、本法律案に對して六項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔投票総数〕

賛成 一百三十六
反対 一百三十三

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 鉄道事業法の一
部を改正する法律案

日程第四 道路運送法の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。交通・情報通信委員長小林元君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○小林元君登壇、拍手

○小林元君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、交通・情報通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、鉄道事業法の一部を改正する法律案は、鉄道事業への参入による需給調整規制を原則廃止して事業への参入を容易にし、運賃、料金の設定及び変更につき原則届け出制とすること、鉄道間の乗り継ぎ円滑化措置の創設等により、鉄道事業者による多様かつ良質なサービスの提供を促進し、あわせて鉄道に係る安全規制の合理化を行おうとするものであります。

次に、道路運送法の一部を改正する法律案は、一般貸し切り旅客自動車運送事業への参入に係る需給調整規制を廃止して事業への参入を容易にし、事業区域ごとの免許制を事業ごとの許可制とし、運賃、料金の設定及び変更につき原則届け出制とすること等により事業者による多様なサービスの提供を促進し、あわせて運行管理制度の充実を図ることにより旅客自動車運送事業の輸送の安全を確保しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査し、鐵道及び貸し切りバス事業の需給調整規制とし、鐵道事業の廃止を許可制から届け出制としたことは是非と代替輸送の確保、運行管理者制度の強化による安全運行確保と労働環境の改善等について質疑が行われましたが、その

詳細は会議録によって御承知願います。

日本共産党宮本委員より両法律案に反対の意見が

それぞれ述べられ、順次採決の結果、両法律案は

いすれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、鉄道事業法の一部を改正する法律案に対し、五項目から成る附帯決議を、道路運送法の一部を改正する法律案に対し、四項目から成る附帯決議をそれぞれ行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時三分散会

次に、持続的養殖生産確保法案は、最近における養殖漁場の悪化にかんがみ、持続的な養殖生産の確保を図るため、漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための任意保険事業を実施する制度を整備する等の措置を講じようとするものであります。

次に、持続的養殖生産確保法案は、最近における養殖漁場の悪化にかんがみ、持続的な養殖生産の確保を図るため、漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための任意保険事業を実施する制度を整備する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、漁船保険組合の経営安定と加入の促進、漁船保険等における保険料率の改定の見通しと漁業者への影響、再保険主体の変更の影響、養殖漁場環境の改善対策、漁場改善計画の運用方針、深層水の利用促進、魚病等の蔓延防止対策、魚類防疫体制の整備、漁業基本法の制定等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいすれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、持続的養殖生産確保法案に対し、六項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

出席者は左のとおり。

議員

議長

副議長

議員

官報 (号外)

平成十一年五月十四日 參議院会議録第二十号

議長の報告事項

月原	菅川	但馬	荒木	戸田	堂本	風間	森本	泉	浜田卓一郎君	星野	鶴岡	中島	浜津敏子君	脇野	星野	浜田卓一郎君	信也君	浜津敏子君	邦司君	久美君	清寛君	久美君	茂皓君	
曾根弘文君	吉川	吉夫君	芳弘君	賢二君	吉宏君	守重君	西田	吉良君	雅史君	眞人君	光英君	市川	佐々木知子君	秀二君	久野	佐々木知子君	恒一君	恒一君	眞人君	鶴岡	照也君	邦司君	健二君	茂皓君
中曾根弘文君																								

青木	奥村	海野	山下	平野	木庭健太郎君	松岡滿壽男君	勝之君	秀昭君	椎名	田村	白浜	岸	武見	山下	日笠	木庭健太郎君	秀昭君	勝之君	秀夫君	素夫君	訓弘君	秀央君	義孝君	展三君	
尾辻	坂野	尾辻	陣内	有馬	坂野	青木	内藤	常田	岩永	阿南	中川	加納	岩永	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	千景君	昭郎君	善彦君	一良君	秀央君	貞夫君

直嶋	小山	前川	朝日	齋藤	藤井	谷林	佐藤	櫻井	木侯	廉熊	野沢	岩崎	南野	河本	清水嘉与子君	正昭君	利定君	芳正君	俊夫君	秀善君	英輔君	秀善君	孝雄君	博昭君

峰崎	小林	伊藤	和田	平田	松崎	高鳴	小宮山	洋子君	郡司	中村	浅尾慶一郎君	竹山	久世	村上	井上	狩野	大島	太田	金田	平田	大野つや子君	耕一君	仲道	阿部	保坂

農林水産大臣	小淵	中川	田	橋本	市田	山本	山本	山下	笠井	勝木	緒方	林	築瀬	佐藤	谷本	小泉	島袋	宮本	江田	岡崎トミ子君	長谷川	利和君		

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	日米防衛協力のための指針に関する特別委員	総務委員	政府委員	通商産業大臣
			総務委員	政府委員	通商産業大臣
			地方行政・警察委員	科学技術庁原子力局長	運輸大臣
			労働大臣	科学技術庁原子力局長	労働大臣
			勤務大臣	科学技術庁原子力局長	勤務大臣
			金銀再生委員長	科学技術庁原子力局長	金銀再生委員長
			昭久君	科学技術庁原子力局長	昭久君
			幸子君	科学技術庁原子力局長	幸子君
			孟紀君	科学技術庁原子力局長	孟紀君
			澄君	科学技術庁原子力局長	澄君
			柳沢	科学技術庁原子力局長	柳沢
			伯夫君	科学技術庁原子力局長	伯夫君
			甘利明君	科学技術庁原子力局長	甘利明君
			明君	科学技術庁原子力局長	明君
			与謝野馨君	科学技術庁原子力局長	与謝野馨君
			高崎一郎君	科学技術庁原子力局長	高崎一郎君
			朝次君	科学技術庁原子力局長	朝次君
			立木	科学技術庁原子力局長	立木
			元君	科学技術庁原子力局長	元君
				科学技術庁原子力局長	

司法制度改革審議会設置法(閣法第二五号) 法務委員会に付託

鉄道事業法の一部を改正する法律案(閣法第三号)

道路運送法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

交通・情報通信委員会に付託

男女共同参画基本法案(川橋幸子君外二名発議)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

中央省庁等改革における水道行政のあり方に関する再質問主意書(福本潤一君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名 氏名 異動後の官職名 年月日動

中央省庁等改革における水道行政のあり方に関する再質問主意書(福本潤一君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

交通・情報通信委員会に付託

男女共同参画基本法案(川橋幸子君外二名発議)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

中央省庁等改革における水道行政のあり方に関する再質問主意書(福本潤一君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名 氏名 異動後の官職名 年月日動

中央省庁等改革における水道行政のあり方に関する再質問主意書(福本潤一君提出)

同日内閣総理大臣から議長承認を、第百四十五回国会を承認した。

総務委員

辞任

補欠

経済・産業委員

辞任

補欠

三、労働者の健康障害を生ずるおそれのある化学物質で、表示、作業環境管理、健康管理等の規制の対象となるものについては、今後、必要に応じて追加することを含め、検討を行うこと。

四、化学物質に係る有害性等の情報提供及びそれに基づく事業者の措置を実効あらしめるため、事業者や化学物質の譲渡・提供者が行う人材の育成・有害性等の情報の評価等について支援を行うよう努めること。

五、小規模事業場における健康確保方策については、平成八年改正労働安全衛生法施行後五年経過の平成十三年の見直しに当たって、衛生委員会、産業医等の対象事業場の範囲等の制度上の格差を含め、中央労働基準審議会において総合的な見地から検討を加え、所要の措置を講ずるよう努めること。

六、地域における労使の参加と協力を進め、地域産業保健センターの機能と活動の強化を図るとともに、労災防止指導員の活用を推進し、労働災害の多発する中小企業の労働安全衛生の改善に向けての制度と施策の充実を図ること。

七、労働者の健康確保を図るために、作業関連疾患の予防または悪化の防止という観点から、健康診断の結果等を踏まえた措置の在り方について、労使等の関係者の意見を聴きながら検討を進めること。

八、職場での作業に伴う労働者のダイオキシン類へのばく露防止措置を徹底させるとともに、ダイオキシン類のばく露を受けた労働者の健康状況等について調査を進め、その結果を踏まえて適切な対策を講ずること。

九、労働安全衛生に関するI·LO条約の趣旨を勘案して労働安全衛生施策を推進するとともに、批准に向けての環境整備に努めること。

右決議する。

(外) 報官

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十一年四月二十二日

参議院議長 斎藤 十朗殿
衆議院議長 伊藤宗一郎

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案
労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

(労働安全衛生法の一部改正)
第一条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条の五」を「第五十四条の六」と改める。

第七条の三第一項を「第五十七条の四第一項」に改める。

第五十四条の三第二項第一号中「第五十七条の二第四項」を「第五十七条の三第四項」に、「第五十七条の三第一項」を「第五十七条の四第一項」に改める。

第五十四条の三第二項第一号及び第二号中「第五十四条の五第二項」を「第五十四条の六第六项」に改め、第五章第一節中同条を

「第五十四条の五第二項第一号中「前条」を「第二項」に改める。」

第五十四条の三第二項第一号を「第五十四条の六第六项」とする。

第五十四条の四の次に次の二条を加える。

第五十四条の五 検査業者がその事業の全部を譲り渡し、又は検査業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者は相続人(相続人が一人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。)若しくは合併

後存続する法人若しくは合併により設立され

た法人は、その検査業者の地位を承継する。

ただし、当該事業の全部を譲り受けた者は又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が第五十四条の三第二項各号のいずれかに該当するときは、こ

の限りでない。

2 前項の規定により検査業者の地位を承継した者は、労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を労働大臣又は都道府県労働基準局長に届け出なければならない。

第五十七条の四を第五十七条の五とし、第五十七条の三を第五十七条の四とし、第五十七条の二を第五十七条の三とし、第五十七条の次に次の二条を加える。

(文書の交付等)
第五十七条の二 労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物(以下この条において「通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項(前条第二項に規定する者にあっては、同項に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

3 労働大臣は、前項の指針に従い、事業者に對し、必要な指導、援助等を行つことができる。

3 労働大臣は、前項の指針に従い、事業者に對し、必要な指導、援助等を行つことができる。

第六十六条第六項を削る。

第六十六条第五第一項中「又は当該」を「若しくは当該」に、「の結果」を「又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果」に改め、同条を

第六十六条第七項とする。

第六十六条第六項の六とする。

第六十六条第三第一項中「短縮」の下に「深夜夜業の回数の減少」を加え、同条を第六十六条の五とする。

第六十六条第二中「前条第一項」を「第六十六条第一項」に、「又は第五項ただし書」を「若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二」に改め、同条を第六十六条の四とする。

第六十六条第六項に「又は第五項ただし書」を「若しくは第六十六条の二」に改め、同条を第六十六条の四とする。

第六十六条の次に次の二条を加える。

(自発的健康診断の結果の提出)

第六十六条の二 午後十時から午前五時まで(労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで)の間ににおける業

務(以下この条及び第六十六条の五第一項において「深夜業」という)に從事する労働者で、その深夜業の回数その他の事項が深夜業に從事する労働者の健康の保持を考慮して労働省令で定める要件に該当するものは、労働省令で定めるところにより、自ら受けた健康診断(前条第五項ただし書の規定による健康診断を除く。)の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。

(健康診断の結果の記録)

第六十六条の三 事業者は、労働省令で定めるところにより、第六十六条第一項から第四項まで及び第五項ただし書並びに前条の規定による健康診断の結果を記録しておかなければならぬ。

第七十五条の四 第一項中「指定試験機関」を「試験事務に從事する指定試験機関」に改める。

(指定コンサルタント試験機関)

第八十三条の二 労働大臣は、労働省令で定めることにより、労働大臣の指定する者(以下「指定コンサルタント試験機関」という)に労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験の実施に関する事務(合格の決定に関する事務を除く。以下「コンサルタント試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

(指定コンサルタント試験機関の指定等についての準用)

第八十三条の三 第七十五条の二第二項及び第三項並びに第七十五条の三から第七十五条の十二までの規定は、前条の規定による指定、指定コンサルタント試験機関及びコンサルタント試験事務について準用する。この場合において、第七十五条の二第三項及び第七十五条の二「都道府県労働基準局長」とあるの

は「労働大臣」と、第七十五条の二第三項中「第一項」とあるのは「第八十三条の二」と、第七十五条の四第一項中「第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程」とあるのは「コンサルタント試験事務の実施に関する規程」と、第七十五条の五第一項中「免許を受ける者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定」とあるのは「労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験の問題の作成及び採点」と、同条及び第七十五条の八中「免許試験員」とあるのは「コンサルタント試験員」と、第七十五条の五第四項中「次条第一項に規定する試験事務規程」とあるのは「コンサルタント試験事務の実施に関する規程」と、第七十五条の六第一項中「規程(以下この条及び第七十五条の十一第一項第四号において「試験事務規程」という。)」とあるのは「規程」と、同条第二項及び第三項並びに第七十五条の十一第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「コンサルタント試験事務の実施に関する規程」と読み替えるものとする。

第八十五条の十一 第二項中「次条」を「第八十六条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(指定登録機関)

第八十五条の二 労働大臣は、労働大臣の指定する者(以下「指定登録機関」という)に、コンサルタントの登録の実施に関する事務(前条の規定による登録の取消しに関する事務を除く。以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

第八十五条の三 第七十五条の二第二項における第八十四条第一項の規定の適用については、同項中「労働省」とあるのは「指定登録機関」とする。

第八十五条の三 第七十五条の二第二項及び第三項並びに第七十五条の三から第七十五条の十二までの規定は、前条の規定による指定、指定コンサルタント試験機関及びコンサルタント試験事務について準用する。この場合において、第七十五条の二第三項及び第七十五条の二「都道府県労働基準局長」とあるの

は第七十五条の六から第七十五条の十二までの規定は、前条第一項の規定による指定、指定登録機関及び登録事務について準用する。

この場合において、第七十五条の二第三項及び第七十五条の二「都道府県労働基準局長」とあるのは「労働大臣」と、第七十五条の二第一項と、第七十五条の四第一項中「第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程」とあるのは「コンサルタント試験事務の実施に関する規程」と、第七十五条の五第一項中「免許を受ける者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定」とあるのは「労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録」に改め

(指定登録機関の指定等についての準用)

第八十五条の三 第七十五条の二第二項及び第三項並びに第七十五条の三から第七十五条の十二までの規定は、前条の規定による指定、指定コンサルタント試験機関及びコンサルタント試験事務について準用する。この場合において、第七十五条の二第三項及び第七十五条の二「都道府県労働基準局長」とあるの

は第七十五条の六から第七十五条の十二までの規定は、前条第一項の規定による指定、指定登録機関及び登録事務について準用する。

この場合において、第七十五条の二第三項及び第七十五条の二「都道府県労働基準局長」とあるのは「労働大臣」と、第七十五条の二第一項と、第七十五条の四第一項中「第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程」とあるのは「コンサルタント試験事務の実施に関する規程」と、第七十五条の五第一項中「免許を受ける者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定」とあるのは「労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録」に改め

る。

第一百十二条第一項中「第五十七条の四」を「第五十七条の五、第五十八条第二項」に改める。

第一百十二条第二項中「又は」を「若しくはその不作為、指定コンサルタント試験機関が行うコンサルタント試験事務に係る処分若しくはその不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくは」に改める。

第一百十二条第一項中「指定試験機関」を「指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者にあつては指定登録機関が行う登録を受けようとする者にあつては指定登録機関に改め、同条第一項中「指定試験機関」の下に「、指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする者にあつては指定登録機関に改め、同条第一項中「指定試験機関」の下に「、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関を、「手数料は」の下に「、それぞれ」を加える。

第一百十二条第三項中「第五十七条の二第四項」を「第五十七条の三第四項」に、「第五十七条の三第一項」を「第五十七条の四第一項」に改める。

第九十九条第三項中「又は指定教習機関」を「、指定教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関」に改める。

第一百一条の見出しを「(法令等の周知)」に改め、同条中「備え付ける等の」を「備え付けることその他の労働省令で定める」に改め、同条に次の二項を加える。

第一百一条の見出しを「(法令等の周知)」に改め、同条中「備え付ける等の」を「備え付けることその他の労働省令で定める」に改め、同条に次の二項を加える。

第一百十二条第一項中「又は第七十五条の二第一項」を「、第七十五条の二第一項、第八十条第三項の二又は第八十五条の二第一項」に改め、同条第三号中「第七十五条の十」の下に「(第八十条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四号中「第七十五条の十一第一項」の下に「(第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五号中「第七十五条の十一

なお、別紙の附帯決議を行つた。

- 費用
- 本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 電気・ガスが国民生活及び産業活動を支える重要なエネルギーであることにかんがみ、事業の効率化を進めるに当たっては、エネルギーセキュリティ、地球環境問題等に配慮したエネルギーのベストミックスを図りつつ、安定供給の確保等の公益的課題への取組が損なわれることがないよう配意する」と。

二 本制度改正の具体的設計に当たっては、新規参入の拡大が有効な競争を促進し業務の合理化・効率化に資するものとなるよう、公正かつ公平なルールの整備を行うこと。特に、電力会社の送電ネットワーク及びガスの導管の利用に係る料金算定根拠を明確にするなど、利用条件の透明性の確保を図ること。

なお、託送の利用が電力会社の系統運用やベースロード電源の活用に支障を来すことのないよう適切な制度設計に努めること。

三 本制度改正により期待される一般電気事業者及び一般ガス事業者の経営の合理化・効率化等の成果が、小口需要家の電気・ガス料金等に適切に均てんされるよう制度の運用を図ること。

四 負荷平準化を更に進めるため、蓄熱式空調システム、ガス冷房等の負荷移行手段の更なる普及及促進に積極的に取り組むとともに、夏季ピーク時の需要抑制について国民の理解と協力が得られるよう引き続き情報提供等に努めること。

五 地球環境問題への対応等の観点から、発電分野における自由化の拡大が二酸化炭素排出の増加など環境負荷の増大を招くことがないよう、太陽光発電や風力発電等の自然エネルギーの普及・促進を積極的に支援するとともに、自然エネルギーを利用した電力の売買を促進するための施策について、引き続き積極的に推進する」と。

併せて、途上国における自然エネルギー開発への取組支援に対し、先導的な支援・貢献に努めること。

六 施行後三年経過時に予定される本改正の検証と制度の見直しに向けて、大口及び小口需要家並びに供給事業者等から広く意見を聴取するとともに、諸外国の実情把握に努めること。

右決議する。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決したた。

平成十一年四月二十二日

参議院議長 竹藤 十郎殿
衆議院議長 伊藤宗一郎

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案

第一條 電気事業法(昭和三十九年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

日次中「事業の許可」を「事業の許可等」に改める。

第二条第一項中第十一号を第十四号とし、第九号から第十一号までを二号ずつ繰り下げる。

項第八号中「及び特定電気事業者を」、「特定電気事業者及び特定規模電気事業者」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「及び特定電気事業を」、「特定電気事業及び特定規模電気事業」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

六号の次に次の二号を加える。

七 特定規模電気事業 電気の使用者の一定規模の需要であつて通商産業省令で定める要件に該当するもの(以下「特定規模需要」という。)に応する電気の供給(第十七条第一項第一号に規定する供給に該当するもの及び同項の許可を受けて行うものを除く。)を行う事業であつて、一般電気事業者がその供給区域以外の地域における特定規模需要に応じ他の一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して行うもの並びに一般電気事業者以外の者が一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して行うものをいう。

八 特定規模電気事業者 特定規模電気事業を営むことについて第十六条の二第一項の規定による届出をした者をいう。

第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「供給する事業」の下に「又は他の一般電気事業者若しくは特定規模電気事業者にその特定規模電気事業の用に供するための電気に係る第二十四条の三第一項に規定する振替供給若しくは第二十四条の四第一項に規定する接続供給を行う事業」を加える。

第一節 事業の許可を「第一節 事業の許可等」に改める。

第三条第一項中「電気事業」の下に「(特定規模電気事業を除く。以下この節第五条第七号及び第十七条第一項を除く。)において同じ。」を

第七条第一項中「電気事業者」の下に「(特定規模電気事業者を除く。以下この節において同じ。)」を加える。

第十二条を次のように改める。

第十三条第一項中「次項を「以下」の条に、「通商産業大臣の許可を受けなければ」を「通商産業大臣に届け出なければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による届出をした電気事業者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的としてはならない。

第十三条に次の二項を加える。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による届出に係る設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的とする」と(次項において「設備の譲渡し等」という。)がその届出をした電気事業者の電気事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

4 通商産業大臣は、第一項の規定による届出に係る設備の譲渡し等がその届出をした電気事業者の電気事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その届出をした電気事業者に対し、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その届出に係る設備の譲渡し等を変更し、又は中止すべきことを命ぜることができる。

第十六条の次に次の二条を加える。

(電気事業法の一部改正)

第一条 電気事業法(昭和三十九年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「電気事業」の下に「(特定規模電気事業を除く。以下この節第五条第七号及び第十七条第一項を除く。)において同じ。」を

称及び住所その他通商産業省令で定める事項

を記載した書類を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 特定規模電気事業者は、前項の事項を変更しようとするときは、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 特定規模電気事業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(特定規模電気事業の承継)

第十六条の三 特定規模電気事業の全部の譲渡しがあり、又は特定規模電気事業者について相続若しくは合併があつたときは、特定規模電気事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、特定規模電気事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により特定規模電気事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第十七条第一項第一号中「建物内」の下に「又は通商産業省令で定める構内」を加え、同項第二号中「又は特定電気事業」を「特定電気事業又は特定規模電気事業」に改める。

第十八条第一項中「における需要」の下に「及び特定規模需要」を加え、同条中第六項を第七項とし、第二項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2 一般電気事業者は、供給約款又は選択約款により電気の供給を受ける者の利益を阻害するおそれがあるときその他正当な理由がなければ、その供給区域における特定規模需要より合意した料金その他の供給条件により電気の供給を受けているもの

電気の供給を拒んではならない。

及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四 特定の者に対する不當な差別的取扱いをするものでないこと。

第五十九条第一項中「電気の料金その他の供給条件について」を「一般の需要(特定規模需要を除く)に応する電気の供給に係る料金その他の供給条件について、通商産業省令で定めるところにより、」に改め、同条第五項第一号中「使用」の下に「その他の効率的な事業運営」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項

とし、同条第三項中「効率的な使用」の下に「その他の効率的な事業運営」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 一般電気事業者は、第一項後段の規定にかかるわらず、料金を引き下げる場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、第一項の認可を受けた供給約款(次項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。)で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

4 一般電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、通商産業省令で定めるところにより、変更後の供給約款を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出に係る約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その約款(以下「最終保障約款」という。)を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

二 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対する不當な差別的取扱いをするものでないこと。

四 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、最終保障約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

第六十条中「前条第一項」を「第五十九条第一項」に、「若しくは第二十三条第二項」を「同条第四項の規定により供給約款の変更の届出をし、若しくは第二十三第三項」に、「又は前条第四項」を「第五十九条第七項」に改め、「したとき」の下に「、又は前条第一項の規定により最終保障約款の届出をしたとき」を加え、「又は選択約款」を「、選択約款又は最終保障約款」に改めること。

第二十一一条中「供給約款(第二十三条第二項)を「供給約款(同条第四項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)(第二十三条第三項)に、「第五十九条第四項」を「第五十九条第七項」に改め、「一般的の需要」の下に「(特定規模需要を除く。)」を加え、「供給条件(第二十三条第二項)を「供給条件(第二十三第三項)に改め、同条に次の二項を加える。

2 一般電気事業者は、その供給の相手方と料金その他の供給条件について交渉により合意した場合を除き、第十九条の二第一項の規定による届出をした最終保障約款以外の供給条件により、その供給区域における特定規模需要を除く。)」を加え、「供給条件(第二十三条第二項)を「供給条件(第二十三第三項)に改め、同条に次の二項を加える。

2 一般電気事業者は、その供給の相手方と料金その他の供給条件について交渉により合意した場合を除き、第十九条の二第一項の規定による届出をした最終保障約款以外の供給条件により、その供給区域における特定規模需要を除く。)」を加え、「供給条件(第二十三条第二項)を「供給条件(第二十三第三項)に改め、同条に次の二項を加える。

2 第二十二条第一項中「の認可を受けた」を「届け出た」に、「次条第二項」を「次条第三項」に改め、同项第一号中「第三項」を「第五項」に改め、同条第一項を次のよう改める。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る卸供給を開始してはならない。

第二十二条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第一項の次に次の二項を加える。

二 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品

を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が第十九条第二項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

4 通商産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が第十九条第二項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

5 通商産業大臣は、第一項中「卸電気事業者又は卸供給事業者」を削り、「認可を受けた供給約款」の下に「(同条第四項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)」を加え、「第二十一条ただし書若しくは前条第一項」を「第二十一条第一項ただし書」に、「次項」を「第三項」に改め、「同項」を「前二項」に、「同項」を「前一項」に改め、「認可の中申請」の下に「又は変更の届出」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、前条第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件(次項の規定による変更があつたときは、その変更後のものが社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべき」とを命ぜることができる。

第二十四条の二第五項中「第二十三条」を「第二十三条第一項及び第二項」に改める。

第二十四条の三第一項中「又は特定電気事業者」を「特定電気事業又は特定規模電気事業」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(接続供給)
 第二十四条の四 一般電気事業者は、接続供給(特定規模電気事業を営む他の者から受電した一般電気事業者が、同時に、その受電した場所以外のその供給区域内の場所(事業開始地点を除く)において、変動範囲特定規模電気事業を営む他の者がその供給の相手方の需要に応するため必要とする特定規模電気事業の用に供するための電気の量の変動について、通商産業省令で定める範囲をいう。以下この項において同じ。)内の当該他の者のそ
 の特定規模電気事業の用に供するための電気の量の変動に応じて、当該他の者に対して、他の者がその特定規模電気事業の用に供する電気に不足が生じた場合に、変動範囲を超えて、当該他の者に対して、その不足する電気の供給を行うことをいう。(以下同じ。)に係る料金その他の供給条件について、通商産業省令で定めるところにより、接続供給約款を定め、通商産業省令で定めるところにより、接続供給約款を定めた接続供給約款以外の供給条件により接続供給を行つてはならない。ただし、接続供給約款により難い特別の事情がある場合には、通商産業大臣が承認したときは、この限りでない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による届出に係る接続供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その接続供給約款を公表しなければならない。

4 一般電気事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、通商産業省令で定めるところにより、その接続供給約款を公表しなければならない。

5 通商産業大臣は、一般電気事業者が正当な理由なく接続供給を拒んだときは、その一般電気事業者に対し、接続供給を行つべきことを命ずることができる。

第六十六条中「規定は、の下に特定規模電気事業者及び」を加える。

第五十八条第一項中「電気事業者」の下に「(特定規模電気事業者を除く。以下この章において同じ。)」を加え、同項第一号中「電気事業」の下に「(特定規模電気事業者を除く。以下この章において同じ。)」を加え、同項第三号中「電気事業」の下に「(特定規模電気事業者を除く。以下この章において同じ。)」を加える。

第六十七条第一号中「第十八条第一項から第七項まで」を「第十八条第五項から第七項まで」に改める。

第六十八条第一号中「第二十三条第一項」を「第二十三条第三項」に改める。

第一百八十二条第一号中「第十八条第一項から第七項まで」を「第十八条规定は、の下に特定規模電気事業者及び」を加える。

第一百八十二条第一号を次のように改める。

第二十五条第一項中「一般電気事業として供給するとき」を「特定規模電気事業として供給するとき」を、特定規模電気事業として供給するとき、一般電気事業、特定電気事業又は特定規模電気事業の用に供するための電気を供給するとき」に、「又は特定電気事業を、特定電気事業又は特定規模電気事業に改め、同条第一項第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十六条第一項中「卸電気事業者」の下に「及び特定規模電気事業者」を加える。

第一百八十二条中「若しくは特定電気事業者」を「特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者」に改める。

第二十九条第一項中「特定電気事業者」の下に「及び特定規模電気事業者を加える。

第三十一条第一項第一号中「又は特定電気事業者」を「特定電気事業又は特定規模電気事業者」に改める。

第三十四条中「電気事業者」の下に「(特定規模電気事業者を除く。以下この章において同じ。)」を加え、第三十六条第一項中「第十八条第一項から第七項まで」を「第十八条规定は、の下に特定規模電気事業者及び」を加える。

第一百八十二条第二号中「第十九条第五項」の下に「若しくは第八項、第十九条の二第二项、第二十一项第四项を、「第二十四条の三第三项若しくは第五项」を加え、同条第二号中「第二十一项を第二十二条第一项に改め、「第二十二条第一项の下に若しくは第二项を、「第二十四条第一项の下に若しくは第二项」に改め、「第二十四条第一项に改め、第二项を第二项とする。

第一百八十二条第一号中「第十九条第五项」の下に「若しくは第八项、第十九条の二第二项、第二十一项第四项を、「第二十四条の三第三项若しくは第五项」を加え、同条第二号中「第二十一项を第二十二条第一项に改め、「第二十二条第一项の下に若しくは第二项を、「第二十四条第一项の下に若しくは第二项」に改め、「第二十四条第一项に改め、第二项を第二项とする。

項」を加え、同条第四号中「第二十二条第四項」を「第二十二条第六項」に改める。

第一百十九条第一号を同条第一号の二とし、同条に第一号として次の二号を加える。

一 第十六条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定規模電気事業を営んだ者

第一百九条第一号を同条第一号の一とし、同号の前に次の二号を加える。

二 第二十一条第二項の規定に違反して電気を供給した者

第一百二十条第一号中「第十一项第二項」の下に「、第十六条の二第二項若しくは第三項、第六条の三第二項、第十九条の二第一項」を加え、「第二十二条第五項」を「第二十二条第七項」に改め、「第二十四条の三第一項」の下に「、二十四条の四第一項」を加え、同条第一号中して掲示をしなかつた」を「した」に改め、同条第四号中「第二十四条の三第四項」の下に「又は二十四条の四第四項」を加える。

第一百二十二条第一号中「第十三条第一項」を削り、同条第一号中「第二十五条」を「第十三条第四項、第三十五項」に改める。

号を加える。

一の二 第十二条第二項の規定に違反して設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的とした者

(ガス事業法の一部改正)

第一条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中第十一項を第十三項とし、第十項を第十一項とし、第九項の次に次の二項を加える。

10 この法律において「卸供給」とは、一般ガス事業者に対する導管による一般ガス事業の用に供するためのガスの供給(接続供給を除く。)であつて、通商産業省令で定めるものをいう。

11 この法律において「接続供給」とは、ガスを供給する事業を営む他の者から導管によりガスを受け入れた場所以外の場所において、当該他の者のガスを供給する事業の用に供するためのガスの量の変動であつて通商産業省令で定める範囲内のものに応じて、当該他の者に対する範囲内に登録を受けたと

して、導管によりガスの供給を行うことをいう。

第七条の見出しを「事業の開始の義務」に改め、同条第一項中「前条第一項第四号のガス工作物を設置する場合であつて、その設置に」を「その事業の開始に」に改め、「、同号のガス工作物を設置し」を削り、同条第二項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は前条第一項第四号のガス工作物を削り、同条第四項中「前条第二項第四号のガス工作物を設置し、又は」を削る。

第八条第一項中「又は第四号」を削り、同項ただし書及び同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第九条の見出しを「(ガス工作物等の変更)に改め、同条中「あつた」の下に「とき、又は前項ただし書の通商産業省令で定める変更をした」として次の二項を加える。

二 第十二条第一項とし、同条に第一項

一般ガス事業者は、第六条第二項第四号の料金その他の供給条件を変更したときは、通商産業省令で定めるところにより、変更後の供給約款を通商産業大臣に届け出なければならない。

五 通商産業大臣は、前項の規定による届出に係る供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、一般ガス事業者に対し、相当の期限を定め、その選択約款を変更するべきことを命ずることができる。

一 一般ガス事業者の一般ガス事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すること。

二 第一項の認可を受けた供給約款によりガスの供給を受ける者の利益を阻害するおそれがないこと。

三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第十二条を次のように改める。

二 一般ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスマーターその他の設備に関する費用の負担の額及び方法が適正かつ明確に定められること。

三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第十五条第一項中「又は第四号」及び「せず、又はその期間内に第六条第二項第四号の事項を変更」を削る。

第十六条第二項中「許可を受け、その許可を受けたところ」を「許可若しくは登録を受け、又は届け出をし、その許可若しくは登録を受けたところ又はその届け出たところ」に改める。

第十七条の見出しを「(供給約款等)」に改め、同条第一項中「供給規程」を「供給約款」に改め、同条に次の六項を加える。

3 一般ガス事業者は、第一項後段の規定にかかるわらず、ガスの料金を引き下げる場合その他のガスの使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として通商産業省令で定める場合には、第一項の認可を受けた供給約款次項の規定による変更の届出があつたときは、変更後の供給約款。以下この条において同じ。)で設定したガスの料金その他の供給条件を変更することができる。

4 一般ガス事業者は、前項の規定によりガスの料金その他の供給条件を変更したときは、通商産業省令で定めるところにより、変更後の供給約款を通商産業大臣に届け出なければならない。

5 通商産業大臣は、前項の規定による届出に

7 一般ガス事業者は、前項の規定により約款を定めたときは、通商産業省令で定めるところにより、その約款(以下「選択約款」という。)を通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

6 一般ガス事業者は、その他の供給条件について選択約款に代えて選択し得るものとして、要となるその他の供給条件について第一項の認可を受けた供給約款で設定したものと異なる供給条件を設定した約款を、ガスの使用者が供給約款に代えて選択し得るものとして、定めることができる。

7 一般ガス事業者は、前項の規定により約款を定めたときは、通商産業省令で定めるところにより、その約款(以下「選択約款」という。)を通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 通商産業大臣は、前項の規定による届出に係る選択約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、一般ガス事業者に対し、相当の期限を定め、その選択約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 一般ガス事業者の一般ガス事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すること。

二 第一項の認可を受けた供給約款によりガスの供給を受ける者の利益を阻害するおそれがないこと。

三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第十八条の見出し中「供給規程」を「供給約款」に改め、同条第一項中「供給規程」を「前条第一項の認可を受けた供給約款(同条第四項の規定による変更の届出があつたときは、変更後の供給約款)」(次項の規定による変更があつたときは、変更後の供給約款)に改め、同条第二項中「供給規程」を「供給約款」に改める。

第十九条の見出し中「供給規程」を「供給約款等」に改め、同条中「供給規程の認可を受け、又は前条第二項の規定により供給規程の変更があつたときは、」を「供給約款の認可を受け、同条第四項の規定により供給約款の変更の届出をし、若しくは前条第一項の規定による供給約款の変更があつたとき、又は第十七条第七項の規定により選択約款の届出をしたときは、その供給約款又は選択約款を」に改める。

第二十条の見出し中「供給条件について」を「供給約款等による供給」に改め、同条中「供給規程第十八条第一項の規定による変更があつたときは、変更後の供給規程。第三十七条の十一第一項において同じ。」を「供給約款(同条第一項の規定による変更があつたときは、変更後の供給約款)(第十八条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給約款)又は第十七条第七項の規定による届出があつたときは、約款」に改め、「供給条件により」の「ト」に、「一般ガス事業者の卸供給」を加える。

第二十二条を次のよう改める。

(一般ガス事業者の卸供給)

第二十二条 一般ガス事業者は、卸供給を行おうとするときは、ガスの料金その他の供給条件について、通商産業大臣で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、ガスの供給を受ける一般ガス事業者が大口供給(第十七条第一項の認可を受

けた供給約款(同条第四項の規定による変更の届出があつたときは、変更後の供給約款)の届出を行つたときは、変更後の供給約款以外の供給条件により行つるものに限る。)の用に供するガスの供給であつて通商産業省令で定める要件に該当するものを行つ場合は、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出に係るガスの料金その他の供給条件がガスの供給を受ける一般ガス事業者のガスの料金その他の供給条件を適正にするものでないと認めるとときは、ガスを供給する一般ガス事業者に対し、相当の期限を定め、そのガスの料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

第二十二条の二の次に次の二条を加える。

(接続供給)

第二十二条の二 通商産業大臣が指定する一般ガス事業者(以下「指定一般ガス事業者」という。)は、接続供給(大口径ガス事業の用に供するためのガスに係るものに限る。以下この条において同じ。)に係る料金その他の供給条件について接続供給約款を定め、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定一般ガス事業者は、前項の規定による届出をした接続供給約款以外の供給条件により接続供給を行つてはならない。ただし、接続供給約款により難い特別の事情がある場合において、通商産業大臣が承認したときは、この限りでない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による届出に係る接続供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、指定一般ガス事

業者に対し、相当の期限を定め、その接続供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

二 第一項の規定による届出に係る接続供給約款により供給を受けようとする者が接続供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 指定一般ガス事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、通商産業省令で定めるところにより、その接続供給約款を公表しなければならない。

四 指定一般ガス事業者は、第一項の規定により供給を受けようとする者が接続供給を行なうべきことを命ずることができる。

五 通商産業大臣は、指定一般ガス事業者が正当な理由なく接続供給を拒んだときは、指定一般ガス事業者に対し、接続供給を行うべきことを命ずることができる。

第二十四条第一項中「認可に係る契約により供給する場合」を「届出をして御供給を行う場合、一般ガス事業者又は大口ガス事業者に大口ガス事業の用に供するためのガスを供給する場合」に改め。

第二十一条の二第三項中「同項第一号」を「同項第一号」に改める。

第三十七条の四第一項を削る。

第三十七条の六第一項中「許可を受け、その許可を受けたところ」を「許可若しくは登録を受け、又は届出をし、その許可若しくは登録を受けたところ又はその届け出たところ」に改める。

第三十七条の六の次に次の二条を加える。

(供給約款等による供給の義務)

第三十七条の六の二 簡易ガス事業者は、次条

第一項において準用する第十七条第一項の認可を受けた供給約款(次条第一項において準用する第十七条第四項の規定による変更の届出があったときは、変更後の供給約款)(次条第一項において準用する第十八条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給約款)又は次条第一項において準用する第七条第七項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、一般の需要に応じガスを供給してはならない。ただし、特定ガス大口供給(特定ガス発生設備のうち政令で定めるものにおいて発生させたガスの供給であつてガスの使用者の一定数量以上の需要に応じて行う導管によるもののうち、通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。)を行う場合においてその供給の相手方と合意したとき、又は特別の事情がある場合において通商産業局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第三十七条の七第一項中「から第二十一条まで、第二十五条の三第一項」を「から第十九条まで、第二十一条、第二十五条の三」に、「第八条第三項」を「第八条第二項」に改め、「第二十七条の四」との下に、「第二十五条の三第二項中「大口供給」とあるのは「特定ガス大口供給」とを加え、同条第一項中「第三十七条の二」の下に「の許可を受けたところ」を加え、「第八条第一項の許可を受けた」を「第九条第一項の規定により届け出た」に、「第八条第一項のただし書」を「第九条第一項のただし書」に改める。

第三十七条の十一第一項中「一般ガス事業者に対して導管によりガスを供給する」を「供給を行ふ」に、「通商産業大臣の認可を受けたガスの料金その他の供給条件によるのでなければ、ガスを供給してはならない。ただし、一般ガス

官報(号外)

事業者に対するガスの供給量が通商産業省令で定める数量以下である場合又は「卸供給を行おうとするときは、ガスの料金その他の供給条件について、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、ガスの供給を受ける」に、「供給規程」を「供給約款(同条第四項の規定による変更の届出があつたときは、変更後の供給約款)(第十八条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給約款)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第二十二条第一項の規定は、前項の規定による届出に係るガスの料金その他の供給条件を「第二十七条の二第一項第一号」に改める。

第三十七条の二第一項第一号の「前条第一項の認可」を「前条第一項の規定による届出」に改める。

第三十八条第一項第一号の「第三十九条第一項」を「第二十七条の二第一項第一号」に改める。

第四十条の五及び第四十条の六を削る。

第五十七条第一号及び第二号を削り、同条第三号中(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)又は第三十七条の十一第一項を、「第二十二条の二第一項又は第三十七条の二第一項第一号とし、同条第七号中「第二十五条の三六の二」に改め、同号を同条第一号とし、同条中第四号を削り、第五号を第二号とし、第六号を第二号とし、同条第七号中「第二十五条の三六の二」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)若しくは第一項又は第三十七条の八第三項を「第二十二条の二第一項又は第三十七条の八第三項若しくは第八項(これららの規定を第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)第二十二条第一項、第二十二条の二第三項若しくは第五项、第二十五条の二(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)第三十七条の八第三項又は第三十七条の十一第一項」に改め、同号を同条

号を第六号とし、第十号を第七号とする。第九条第三項に、「第十一条第二項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」を

「、第九条第一項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

二十七条规定の七第一項において準用する場合を含む。)」の下に、「第二十二条の二第四項」を加え、「して掲示をしなかつた」を「した」に改める。

第六十一条第一号中「第八条第二項若しくは第九条(これらの規定を「第九条第一項(に

改める。

第一項、第三十九条」に改め、同条第二号中「場合を含む。)」の下に、「第二十二条の二第四項」を加え、「して掲示をしなかつた」を「した」に改める。

第一項、第三十九条」に改め、「第十一条第二項中「場合を含む。)」の下に、「第二十二条の二第四項」を加え、「して掲示をしなかつた」を「した」に改める。

第六十一条第一号中「第八条第二項若しくは第九条(これらの規定を「第九条第一項(に

改める。

二 第二条の規定並びに附則第八条から第十一条まで、第十九条(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十条の六第一項第三号の改正規定及び第五十七条の八第一項第三号の改正規定に限る。)第二十五条(大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二十七条第一項の改正規定中「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改める部分に限る。)第二十六条(騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二十二条第一項の改正規定中「第二条第十一項」に改める部分に限る。)第二十七条第一項の認可を受けている供給約款特定規模需要のみに係る部分を除く。)は、新電気法第十九条第一項第七号に規定する特定規模需要(以下「特定規模需要」という。)のみに係る部分を除く。)は、新電気法第十九条第一項の認可を受けている供給約款(新電気法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要(以下「特定規模需要」という。)のみに係る部分を除く。)のみに係る部分を除く。)は、新電気法第十九条第一項の認可を受けた供給約款とみなす。

4 この法律の施行前に旧電気法第十九条第四項の規定による届出をした選択約款特定規模需要のみに係る部分を除く。)は、新電気法第十九条第七項の規定による届出をした選択約款とみなす。

5 この法律の施行前に旧電気法第十九条第四項の規定による届出をした選択約款特定規模需要のみに係る部分を除く。)は、新電気法第十九条第七項の規定による届出をした選択約款とみなす。

件により特定規模需要に応ずる電気の供給を行っている一般電気事業者は、新電気法第二十一条第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以降引き続き従前の例によりその特定規模需要に応ずる電気の供給を行うことができる。

二 第二条の規定並びに附則第八条から第十一条まで、第十九条(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十条の六第一項第三号の改正規定及び第五十七条の八第一項第三号の改正規定に限る。)第二十五条(大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二十七条第一項の改正規定中「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改める部分に限る。)第二十六条(騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二十二条第一項の改正規定中「第二条第十一項」に改める部分に限る。)第二十七条第一項の認可を受けている一般電気事業者は、新電気法第十九条第一項第七号に規定する特定規模需要(以下「特定規模需要」という。)のみに係る部分を除く。)は、新電気法第十九条第一項の認可を受けた供給約款(新電気法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要(以下「特定規模需要」という。)のみに係る部分を除く。)のみに係る部分を除く。)は、新電気法第十九条第一項の認可を受けた供給約款とみなす。

6 旧電気法第二十二条第一項の認可を受けた料金その他の供給条件(特定規模需要のみに係る部分を除く。)は、施行日から一月以内に、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けたときは、新電気法第二十二条第一項ただし書の認可を受けたものとみなす。

7 一般電気事業者は、施行日から一月間は、新電気法第二十二条第一項ただし書の認可を受けないで、旧電気法第二十二条第一項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件(特定規模需要のみに係る部分を除く。)により電気を供給することができる。

8 この法律の施行に旧電気法第二十二条第一項の認可を受けている料金その他の供給条件は、新電気法第二十二条第一項の規定による届出がなされたものとみなす。

9 この法律の施行に旧電気法第二十二条第一項の認可を受けている旧電気法第二十二条第一項の認可を受けた料金その他の供給条件(特定規模需要のみに係る部分を除く。)により届出がなされたものとみなす。

第一項の認可を受けている料金その他の供給条件は、新電気法第二十二条第一項の規定による届出がなされたものとみなす。

第二十二条第一項の規定による卸供給の供給条件の認可の申請は、新電気法第二十二条第一項の規定によりした届出とみなす。

第一項の許可を受けている一般電気事業者は、新電気法第二十二条第一項の規定による届出をした選択約款とみなす。

官報 (号外)

2 新電気法第十九条の一第二項の規定は、前項の規定による届出に係る約款について準用する。

3 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、通商産業省令で定めるところにより、営業所及び事務所において、同項の規定による届出をした約款を公衆の見やすい箇所に掲示しておかなければならぬ。

4 第一項の規定による届出をした約款は、施行日にその効力を生ずるものとする。

5 第一項の規定による届出をした約款は、新電気法第十九条の二第一項の規定による届出をして約款とみなす。

第四条 この法律の公布の際現に旧電気法第二十一条の三第一項の規定による指定を受けている指定電気事業者は、平成十一年一月四日までに、新電気法第二十四条の三第一項に規定する振替供給約款について、新電気法第一条第一項第七号に規定する特定規模電気事業の用に供するための電気に関する振替供給に係る料金その他の供給条件を定め、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとき(次項において準用する新電気法第二十四条の三第三項の規定による命令があったときに限る。)も、同様にこれを変更しようとするとき(次項において準用する新電気法第二十四条の三第三項の規定による命令があったときには、前項の規定による命令があつたときと同様とする。)

2 新電気法第二十四条の三第三項の規定は、前項の規定による届出に係る接続供給約款について準用する。

3 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、通商産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした接続供給約款を公表しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした接続供給約款は、施行日にその効力を生ずるものとする。

5 第一項の規定による届出をした接続供給約款は、新電気法第二十四条の四第一項の規定によることとする。

第六条 附則第三条第二項において準用する新電気法第二十四条の三第三項の規定は、前項の規定による届出に係る振替供給約款について準用する。

3 第一項の規定による届出をした振替供給約款を公表しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした振替供給約款は、施行日にその効力を生ずるものとする。

第五条 この法律の公布の際現に旧電気法第三条第五項の許可を受けている一般電気事業者は、平成十二年一月四日までに、通商産業省令で定めるところにより、新電気法第二十四条の四第一項に規定する接続供給約款を定め、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとき(次項において準用する同条第二項の規定による命令があつたときに限る。)も、同様にこれを変更しようとする。

2 新電気法第二十四条の四第三項の規定は、前項の規定による届出に係る接続供給約款について準用する。

3 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、通商産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした接続供給約款を公表しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした接続供給約款は、施行日にその効力を生ずるものとする。

5 第一項の規定による届出をした接続供給約款は、新ガス法第二十条ただし書の認可を受けた一般ガス事業者が、第一条の規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)から六月以内に、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けたときは、新ガス法第二十条ただし書の認可を受けたものとみなす。

第七条 施行日前に旧電気法又はこれに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新電気法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新電気法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

第八条 第一条の規定による改正前のガス事業法(ガス事業法の一部改正に伴う経過措置)

2 新ガス法第三十七条の七第一項において準用する旧ガス法第二十条ただし書の認可を受けたガスの料金その他の供給条件によりガスを供給することができる。

3 第一項の規定による届出をした接続供給約款は、施行日にその効力を生ずるものとする。

4 第一項の規定による届出をした接続供給約款は、新電気法第二十四条の四第一項の規定による届出をした接続供給約款とみなす。

5 第一項の規定による届出をした接続供給約款は、新電気法第二十四条の三第三項の規定による届出をした接続供給約款とみなす。

第六条 附則第三条第二項において準用する新電気法第二十四条の二第二項、第四条第二項において準用する新電気法第二十四条の三第三項又は前条第一項において準用する新電気法第二十四条の四第三項の規定による命令に違反した者は、三百円以下の罰金に処する。

2 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第三条第一項、第四条第一項又は前項の規定による届出をした振替供給約款を公表しなければならない。

2 第一項の規定による届出をした振替供給約款者は、通商産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした振替供給約款を公表しなければならない。

二 附則第三条第三項の規定に違反した者に違反して公表しなかつた者

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人にに対して、各本項の罰金刑を科する。

4 旧ガス法第二十条ただし書の認可を受けたガスの料金その他の供給条件は、当該認可を受けた一般ガス事業者が、第一条の規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)から六月以内に、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けたときは、新ガス法第二十条ただし書の認可を受けたものとみなす。

5 一般ガス事業者は、一部施行日から六月間は、新ガス法第二十条ただし書の認可を受けたが、旧ガス法第二十条ただし書の認可を受けたガスの料金その他の供給条件によりガスを供給することができる。

6 旧ガス法第三十七条の七第一項において準用する旧ガス法第二十条ただし書の認可を受けたガスの料金その他の供給条件は、当該認可を受けた簡易ガス事業者が、一部施行日から六月以内に、通商産業省令で定めるところにより、通商産業局長の承認を受けたときは、新ガス法第三十七条の六の二ただし書の認可を受けたものとみなす。

7 簡易ガス事業者は、一部施行日から六月間は、新ガス法第三十七条の六の二ただし書の認可を受けないで、旧ガス法第三十七条第一項において準用する旧ガス法第二十条ただし書の認可を受けたガスの料金その他の供給条件によりガスを供給することができる。

8 第二条の規定の施行の際現に旧ガス法第二十条第一項の認可を受けている供給契約に定められたガスの料金その他の供給条件であつて、新ガス法第二十二条第一項の規定が適用される卸供給に係るガスの料金その他の供給条件に該

当するものは、同項の規定による届出がなされたガスの料金その他の供給条件とみなす。

9 第二十二条第一項の規定による供給契約の認可の申請であつて、新ガス法第二十二条第一項の規定が適用される卸供給に係るものは、同項の規定によりしたガスの料金その他の供給条件の届出とみなす。

10 第二条の規定の施行の際現に旧ガス法第三十条の十一第一項の認可を受けているガスの料金その他の供給条件であつて、新ガス法第三十条の十一第一項の規定が適用される卸供給に係るものは、同項の規定による届出がなされたガスの料金その他の供給条件とみなす。

11 第二条の規定の施行の際現にされている旧ガス法第三十七条の十一第一項の規定によるガスの料金その他の供給条件の認可の申請であつて、新ガス法第三十七条の十一第一項の規定が適用される卸供給に係るものは、同項の規定によりした届出とみなす。

第九条 一部施行日前に旧ガス法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新ガス法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新ガス法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 附則第一条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高圧ガス保安法の一部改正)

第十三条 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十四条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)を「第一条第一項第十四号」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第十五条 第三条第十七号中「電気事業」を「一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業」に改める。

(電気事業の一部改正)

第十六条 第一条第一項第二号中「電気事業(供給区域又は供給地点が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)」を「一般電気事業(供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)」に改める。

(電気事業の一部改正)

第十七条 第一条第一項第三号中「電気事業(供給区域又は供給地点が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)」を「一般電気事業(供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)」に改める。

(電気事業の一部改正)

第十八条 第一条第一項第四号中「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。

(電気事業の一部改正)

第十九条 第一条第一項第五号中「同条第十一項」を「同条第十二項」に改める。

(電気事業の一部改正)

第二十条 第一条第一項第六号中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

(電気事業の一部改正)

第二十一条 第一条第一項第七号中「同条第十三項」を「同条第十四号」に改める。

(電気事業の一部改正)

第二十二条 第一条第一項第八号中「同条第十四号」を「同条第十五号」に改める。

(電気事業の一部改正)

第二十三条 第一条第一項第九号中「同条第十五号」を「同条第十六号」に改める。

(電気事業の一部改正)

第二十四条 第一条第一項第十号中「同条第十六号」を「同条第十七号」に改める。

(電気事業の一部改正)

(農地法の一部改正)

第十七条 農地法(昭和二十七年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第一条第一項第八号」を「第一条第一項第十号」に、「第一条第一項第十号」を「第一条第一項第十四号」に改める。

(農山漁村電気導入促進法の一部改正)

第十八条 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条 第一条第一項第八号を「第二条第一項第十号」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十条 第一条第一項第十号を「第二条第一項第十一号」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十一条 第一条第一項第十一号を「第二条第一項第十二号」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十二条 第一条第一項第十二号を「第二条第一項第十三号」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二十三条 第一条第一項第十三号を「第二条第一項第十四号」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二十四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条 第一条第一項第一項第一号中「第一条第一項第十四号」を「第二条第一項第十五号」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二十六条 第一条第一項第二号中「第二条第一項第十五号」を「第二条第一項第十六号」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二十七条 第一条第一項第三号中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十七号」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二十八条 第一条第一項第四号中「第二条第一項第十七号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二十九条 第一条第一項第五号中「第二条第一項第十八号」を「第二条第一項第十九号」に改める。

(法人税法の一部改正)

第三十条 第一条第一項第六号中「第二条第一項第十九号」を「第二条第一項第二十号」に改める。

(法人税法の一部改正)

(第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第十号」に、「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十四号」に改める。

(第二百三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第二十九条 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三十条 第一条第一項第一号中「第一条第一項第十一号」を「第一条第一項第十四号」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第三十一条 第一条第一項第二号中「第一条第一項第十二号」を「第一条第一項第十五号」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第三十二条 第一条第一項第三号中「第一条第一項第十三号」を「第一条第一項第十六号」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第三十三条 第一条第一項第四号中「第一条第一項第十四号」を「第一条第一項第十七号」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第三十四条 第一条第一項第五号中「第一条第一項第十五号」を「第一条第一項第十八号」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第三十五条 第一条第一項第六号中「第一条第一項第十六号」を「第一条第一項第十九号」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第三十六条 第一条第一項第七号中「第一条第一項第十七号」を「第一条第一項第二十号」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第三十七条 第一条第一項第八号中「第一条第一項第十八号」を「第一条第一項第二十一号」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第三十八条 第一条第一項第九号中「第一条第一項第十九号」を「第一条第一項第二十二号」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第三十九条 第一条第一項第十号中「第一条第一項第二十号」を「第一条第一項第二十三号」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第四十条 第一条第一項第十一号中「第一条第一項第二十一号」を「第一条第一項第二十四号」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第四十一条 第一条第一項第十二号中「第一条第一項第二十二号」を「第一条第一項第二十五号」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

官報(号外)

第一二三條第二項の表第三号中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第十四号」に改め
る。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第二十八条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「第一条第一項第七号」を「第二条第一項第九号」に改める。

第三十一条中「第一条第一項第八号」を「第二条第一項第十号」に改める。

(電源開発促進税法の一部改正)

第二十九条 電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「及び電気事業法第二条第一項第七号」を「第二条第一項第十一号」に改める。

一項第十一号を、電気事業法第二条第一項第七号(定義)に規定する特定規模電気事業として供給したもの及び同項第十三号に改める。

第五条第二項中「又は第三項」を「又は第六項」に改める。

(石油コンビナート等災害防止法の一部改正)

第二十二条第一項中「第二条第一項第十二号」を「第二条第一項第十四号」に改める。

第三十条 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「同条第十項」を「同条第十二号」に改める。

(振動規制法の一部改正)

第二十四条 振動規制法の一部を次のように改正する。

第二十五条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成六年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「第二条第一項第十一号」を「第二条第一項第十四号」に改める。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第二十七条 第二条第一項中「第二条第一項第十二号」を「第二条第一項第十四号」に改める。

第二十八条 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

(湖沼水質保全特別措置法の一部改正)

第二十九条 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

(地価税法の一部改正)

第三十二条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一六号中「第二条第一項第八号(定義)に規定する電気事業者の同項第七号に規定する電気事業」を「第二条第一項第一号(定義)に規定する一般電気事業者」に改める。

第三十三条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二十七条规定「同項」の下に「第二条第一項第七号」とあるのは「第二条第一項第九号」と、を加える。

(租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第三十六条 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第三十七条 第二条第一項中「同項」の下に「地元住民・利用者の声を反映し、沿線地域の交通利便を確保するため、地元協議会を設置するなど関係者の意見を十分に聴取し尊重すること。」と、を加える。

第三十八条 鉄道事業法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十一年五月十三日

参議院議長 斎藤 十朗殿

交通・情報通信委員長 小林 元

審査報告書

第三十九条 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の一部改正

第三十条 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「第二条第一項第十二号」を「第二条第一項第十四号」に改める。

第三十二条 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第三十三条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三十四条 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十五条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成六年法律第九号)の一部を次のように改正する。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の鉄道事業者間の競争の促進による利便性の向上の要請に対応して、鉄道事業への参入に係る需給調整規制を原則として廃止して事業への参入を容易にし、運賃及び料金の設定及び変更につき原則届出制とすること、鉄道間の乗継ぎの円滑化のための措置を創設すること等により鉄道事業者による多様かつ良質なサービスの提供を促進し併せて、鉄道技術の発達等に対応して、鉄道に係る安全規制の合理化を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全の措置を講ずべきである。

一、鉄道事業者が鉄道事業を廃止する場合に地元住民・利用者の声を反映し、沿線地域の交通利便を確保するため、地元協議会を設置するなど関係者の意見を十分に聴取し尊重すること。

二、鉄道事業を廃止し、代替輸送に転換する時は、利用者に過重な費用負担をかけることのないよう配慮すること。

三、鉄道事業の廃止によって鉄道貨物輸送ネットワークの確保に支障が生じないよう十分に配慮すること。

四、乗継円滑化措置を講ずるに当たっては、利用者利便の向上を図るために、運輸大臣の協議命令・裁定・勧告に関する規定については、その要件の明確化に努め、適切に運用すること。

五、安全規制の見直しに当たっては、認定事業者の業務の能力基準を明確に定めると同時に、鉄道事故の発生を未然に防止し、安全を確保するため、事故原因の調査・分析と再発防止策を適正に行うための措置を講じること。

右決議する。

鉄道事業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十一年五月七日

参議院議長 斎藤 十朗殿

衆議院議長 伊藤宗一郎

鉄道事業法の一部を改正する法律案

鉄道事業法の一部を改正する法律
鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十五条」を「第七十六条」に改める。
第三条(見出しを含む)中「免許」を「許可」に改める。

第四条の見出しを「(許可申請)」に改め、同条第一項中「免許」を「許可」に改め、第九号を第十号とし、第一号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の二号を加える。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人については、その代表者の氏名

第五条の見出しを「(許可基準)」に改め、同条第一項中「免許」を「許可」に改め、第一号及び第二号を削り、同項第三号中「事業基本計画」を「事業の計画」に改め、「及び輸送の安全上」を削り、同号を同項第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

二 その事業の計画が輸送の安全上適切なものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

第五条第二項中「免許」を「許可」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 運輸大臣は、鉄道事業の許可を受けようとする者の申請により、特定の目的を有する旅客の運送を行うものとして運輸省令で定める要件に該当すると認める鉄道事業について、その許可をしようとするときは、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第四号の基準に適合するかどうかを審査して、これをすることができる。

第六条中「免許」を「許可」に、「各号の一」を「各号のいすれか」に改め、同条第一号中「免許」を「許可」に改め、同条第四号中「前二号の一」を「前二号のいすれか」に改め、同条第五号中「第二号ま

鉄道事業法の一部を改正する法律案

での「一」を「第三号までのいすれか」に改める。

第七条第一項中「免許」を「許可」に、「第四条第一項第七号若しくは第九号」を「第四条第一項第八号若しくは第十号」に改め、同条第三項中「第四条第一項第八号」を「第四条第一項第九号」に改める。

第八条第一項、第十一条第一項及び第十三条第一項中「免許」を「許可」に改める。

第十四条を次のように改める。

(認定鉄道事業者等)

第十四条 運輸大臣は、鉄道事業者の申請により、鉄道施設又は車両の設計に関する業務を一體的かつ有機的に実施する事務所ことに、当該

業務の能力が運輸省令で定める基準に適合することについて、認定を行ふ。

2 その設置する事務所について前項の認定を受けた鉄道事業者(次項において「認定鉄道事業者」という。)は、第八条第一項、第九条第一項若しくは第三項(これらの規定を第十二条第四項において適用する場合を含む。)、第十二条第一項若しくは第二項又は前条の規定に基づく認可を受ける場合を除き、運輸省令で定めるところにより、その設置する事務所であつて前項の認定を受けたものが鉄道施設又は車両を設計し、かつ、鉄道事業法第一条の命令で定める規程に適合することを確認した場合には、これらの規定にかかるらず、これらの中には、これらを「これ」に改め、同項を同条第四項とし、

第五条第一項及び第二項中「料金」の下に「(以下「運賃等」という。)の上限を加え、同条第二項中「次の基準によつて」を「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえたものを超えないものであるかどうかを審査して」に改め、各号を削り、同

第六条第一項中「料金」の下に「(以下「運賃等」という。)の上限を加え、同条第二項中「次の基準によつて」を「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえたものを超えないものであるかどうかを審査して」に改め、同項を同条第四項とし、

同条第一項の次に次の二項を加える。

3 鉄道運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとすると認めるとする。

第十六条に次の二項を加える。

4 前項の規定による命令があつた場合において認定を受けたものは、従たる事務所における鐵道施設又は車両の設計に関する業務を適確に実施するため必要な措置として運輸省令で定めるものと認める。

5 運輸大臣は、第三項の運賃等又は前項の料金が次の各号のいすれかに該当すると認めるときは、当該鉄道運送事業者に対し、期限を定めて

できる。

鉄道事業者は、第八条第一項、第九条第一項若しくは第三項(これらの規定を第十二条第四項において適用する場合を含む。)又は第十二条第一項若しくは第二項の規定に基づく認可の申請又は届出に際し、当該鉄道施設が日本鉄道建設公団が十分な能力を有するものとして運輸省令で定める範囲内のものに限る。)に係るものである場合は、これらの規定にかかるらず、これらの申請又は届出に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他運輸省令で定める簡略化された手続によることができる。

第一項から第四項までに定めるもののほか、又は届出に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他運輸省令で定める簡略化された手続によることができる。

第一項から第四項までに定めるもののほか、又は届出に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手續その他運輸省令で定める簡略化された手續によることができる。

一 特定の旅客又は荷主に對し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二 他の鉄道運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

第二十二条の次に次の二条を加える。

(乗継円滑化措置)

第二十二条の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、鉄道施設の建設又は改良による直通運輸その他利用者による他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継ぎを円滑に行うための措置(以下「乗継円滑化措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

第二十二条の二の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、鉄道施設の建設又は改良による直通運輸その他利用者による他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継ぎを円滑に行うための措置(以下「乗継円滑化措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

第二十二条の二の二の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、鉄道施設の建設又は改良による直通運輸その他利用者による他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継ぎを円滑に行うための措置(以下「乗継円滑化措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

第二十二条の二の二の二の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、鉄道施設の建設又は改良による直通運輸その他利用者による他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継ぎを円滑に行うための措置(以下「乗継円滑化措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

第二十二条の二の二の二の二の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、鉄道施設の建設又は改良による直通運輸その他利用者による他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継ぎを円滑に行うための措置(以下「乗継円滑化措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

第二十二条の二の二の二の二の二の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、鉄道施設の建設又は改良による直通運輸その他利用者による他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継ぎを円滑に行うための措置(以下「乗継円滑化措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

第二十二条の二の二の二の二の二の二の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、鉄道施設の建設又は改良による直通運輸その他利用者による他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継ぎを円滑に行うための措置(以下「乗継円滑化措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

第二十二条の二の二の二の二の二の二の二の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、鉄道施設の建設又は改良による直通運輸その他利用者による他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継ぎを円滑に行うための措置(以下「乗継円滑化措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

第二十二条の二の二の二の二の二の二の二の二の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、鉄道施設の建設又は改良による直通運輸その他利用者による他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継ぎを円滑に行うための措置(以下「乗継円滑化措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

第二十二条の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、鉄道施設の建設又は改良による直通運輸その他利用者による他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継ぎを円滑に行うための措置(以下「乗継円滑化措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

第二十二条の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、鉄道施設の建設又は改良による直通運輸その他利用者による他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継ぎを円滑に行うための措置(以下「乗継円滑化措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

第二十二条の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、鉄道施設の建設又は改良による直通運輸その他利用者による他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継ぎを円滑に行うための措置(以下「乗継円滑化措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

第二十二条の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、鉄道施設の建設又は改良による直通運輸その他利用者による他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継ぎを円滑に行うための措置(以下「乗継円滑化措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

第二十二条の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、鉄道施設の建設又は改良による直通運輸その他利用者による他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継ぎを円滑に行うための措置(以下「乗継円滑化措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

第二十二条の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、鉄道施設の建設又は改良による直通運輸その他利用者による他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継ぎを円滑に行うための措置(以下「乗継円滑化措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

第二十二条の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、鉄道施設の建設又は改良による直通運輸その他利用者による他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継ぎを円滑に行うための措置(以下「乗継円滑化措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

第二十二条の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、鉄道施設の建設又は改良による直通運輸その他利用者による他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継ぎを円滑に行うための措置(以下「乗継円滑化措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

第二十二条の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、鉄道施設の建設又は改良による直通運輸その他利用者による他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継ぎを円滑に行うための措置(以下「乗継円滑化措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

第二十二条の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、鉄道施設の建設又は改良による直通運輸その他利用者による他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継ぎを円滑に行うための措置(以下「乗継円滑化措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

官報 (号外)

「都道府県知事」とあるのは「運輸大臣」と、同条第九項及び第十一項中「補償金の額」とあるのは「当事者が取得し、又は負担すべき金額」と、同項中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と読み替えるものとする。

第二十二条の三 運輸大臣は、鉄道事業者が鉄道線路又は停車場の建設又は改良を行おうとする場合において当該鉄道線路又は停車場の建設又は改良に関連する乗継円滑化措置を講ずることが経済的かつ合理的であるときその他利用者の利便の増進の程度、建設又は改良による費用等を考慮して特に必要があると認める場合には、鉄道事業者に対し、乗継円滑化措置を講すべきことを勧告することができる。

運輸大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第二十三条第一項第一号中「運賃」を「運賃等の上限」に改め、「料金」の下に「(第十六条第一項及び第四項に規定するものを除く。)」を加え、同条第二項中「前条第六項」を「第二十二条第六項」に改める。

第二十一条及び第二十七条中「免許」を「許可」に改める。

第二十八条 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

前項の休止の期間は、一年を超えてはならない。

第二十八条の二 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止の日の一年前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2 運輸大臣は、鉄道事業者が前項の届出に係る廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関する、運輸省令で定めるところにより、関係地方公共団体及び利害関係人の意見を聴取するものとする。

3 運輸大臣は、前項の規定による意見聴取の結果、第一項の届出に係る廃止の日より前に当該廃止を行つたとしても公衆の利便を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨を当該鉄道事業者に通知するものとする。

4 鉄道事業者は、前項の通知を受けたときは、第一項の届出に係る廃止の日を繰り上げることができる。

5 鉄道事業者は、前項の規定により廃止の日を繰り上げるときは、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第二十九条第二項を次のように改める。

2 運輸大臣は、当該法人の解散の決議又は総社員の同意によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除き、前項の認可をしなければならない。

第三十条の見出し中「免許」を「許可」に改め、同条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいづれか」に、「免許」を「許可」に改め、同条第一号中「免許」を削り、同条第三号中「第六条各号(第一号を除く。)の一」を「第六条各号(第二号を除く。)のいずれかに」に改め、同条第六号中「免許の失効、免許の取消し」を「許可の取消し」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「免許の失効(次条第四号の場合に係るものを除く。)、免許の取消し」を「許可の取消し」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 第八条第一項の規定による申請につき却下の処分を受けたときは、料金の下に「(第十六条第一項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。)」の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、車両を旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供した者は、五十七号以下に付する過料に処する。

五 第二十九条の二 第二十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

六 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、協定を締結し、又はその内容を変更した者は、五十九号以下に付する過料に処する。

七 第二十九条の二 第二十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

第三十八条中「運賃又は料金」を「運賃等の上限又は料金(第十六条第一項及び第四項に規定するものを除く。)」に改める。

第六十二条第一項中「免許」を「許可」に改める。

第六十五条第一項中「次に掲げる事項」を「運賃等の上限に関する認可に係る事項」に改め、第一号及び第二号を削り、同条第一項中「前項各号に掲げる事項」を「前項に規定する事項」に改める。

第六十五条の二第一項中「免許」を「許可」に改め、同条中「免許」を削る。

第六十六条第一項中「免許」を「許可」に改める。

第六十七条第一項中「免許」を「許可」に改め、同条各号を次のように改める。

三 第二十九条第一項に規定する届出をしないで、又は虚偽の届出をして、車両を旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供した者は、五十九号以下に付する過料に処する。

四 第二十九条第五項の規定による命令に違反して運賃又は料金を收受した者は、五十九号以下に付する過料に処する。

五 第二十九条の規定による届出をしないで運行をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

六 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、車両を旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供した者は、五十九号以下に付する過料に処する。

七 第二十九条の二 第二十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

八 第二十八条第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、鉄道事業の全部又は一部を休止した者

九 第二十八条の二 第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、鉄道事業の全部又は一部を廃止した者

十 第三十七条第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、索道事業の全部又は一部を再開した者

十一 第五十五条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十二 第五十六条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十三 第六十二条第一項の規定に違反して鉄道線路を敷設した者

十四 第七十二条中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第九条第三項(第十二条第四項(第二十八条において準用する場合を含む。)及び第三十八条第一項に規定する届出をしないで工事計画を変更した者)

二 第十二条第二項(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、鉄道施設を変更した者

三 第十三条第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、車両を旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供した者は、五十九号以下に付する過料に処する。

四 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、車両を旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供した者は、五十九号以下に付する過料に処する。

五 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、車両を旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供した者は、五十九号以下に付する過料に処する。

六 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、車両を旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供した者は、五十九号以下に付する過料に処する。

七 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、車両を旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供した者は、五十九号以下に付する過料に処する。

八 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

九 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

十 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

十一 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

十二 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

十三 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

十四 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

十五 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

十六 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

十七 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

十八 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

十九 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

二十 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

二十一 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

二十二 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

二十三 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

二十四 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

二十五 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

二十六 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

二十七 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

二十八 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

二十九 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

三十 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

三十一 第二十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十九号以下に付する過料に処する。

しないで、又は虚偽の届出をして、鉄道事業の全部又は一部を廃止した者附則第六条の次に次の二条を加える。

(貨物運送に関する特例)

第七条 運輸大臣は、第三条第一項の許可の申請が業務の範囲に貨物運送を含む場合(貨物運送に限定する場合を含む。)において、鉄道事業の許可をしようとするときは、当分の間、貨物運送に關し、第五条第一項各号に掲げる基準のほか、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一、その事業の開始が輸送需要に対し適切なものであること。
二、その事業の供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであること。

前項の規定は、第七条第一項、第二十六条第二項及び第二項並びに第二十七条第一項の認可について適用する。

三、鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合において、当該休止又は廃止が貨物運送に係るものであるときは、当分の間、第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定にかかるわらず、運輸大臣の許可を受けなければならない。

四、運輸大臣は、当該休止又は廃止によって公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合を除き、前項の許可をしなければならない。

五、第三項の規定による事業の廃止の許可を受けたときは、その業務の範囲を貨物運送に限定して行われた鉄道事業の許可是、その効力を失う。

六、第六十五条の規定は、第一項の場合における鉄道事業の許可に係る事項について準用する。

七、その業務の範囲が旅客運送に限定されている許可を受けた鉄道事業者が貨物運送を行つたときは、その鉄道事業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

科する。

8 第三項の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者は、百万元以下の罰金に処する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、当該各項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の鉄道事業法(以下「旧法」という。)第三条第一項の免許を受けている者は、この法律による改正後(鉄道事業法(以下「新法」という。))の許可の申請とみなす。

第三条 この法律の施行の際現にされていてる旧法第三条第一項の免許の申請は、新法第三条第一項の許可の申請とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十六条第一項の認可を受けている運賃及び料金又はこの法律の施行前に同条第四項の規定により届け出た運賃及び料金であつて、新法第十六条第一項の運賃及び料金のいずれかに該当するものは、運輸省令で定めるところにより、同条第一項の規定により認可を受けた運賃及び料金の上限又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十六条第一項の認可を受けた運賃及び料金の認可の申請は、運輸省令で定めるところにより、新法第十六条第一項の運賃及び料金の上限又は同条第三項の運賃及び料金の上限又は同条第三項の運賃及び料金とみなす。

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)
第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(軌道法の一部改正)

第八条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のよう改訂する。

第二十二条の次に次の二条を加える。

第二十二条ノ一 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ運輸事業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廃止スルコトヲ得ズ

第二十二条ノ二 第二十八条第一項」を削る。

(地方税法の一部改正)

第六号の一部を次のよう改訂する。

第二十二条ノ一 第二十八条第一項」を削る。

(第六号の一部改訂)

第六号の一部を次のよう改訂する。

第二十二条ノ一 第二十八条第一項」を削る。

(第六号の一部改訂)

第六号の一部を次のよう改訂する。

第二十二条ノ一 第二十八条第一項」を削る。

第四条 この法律の施行前に旧法第二十八条第一項の規定によりされた申請に係る事業の休止又は廃止については、なお従前の例による。

第五条 前三条に規定するもののほか、旧法又は旧法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、新法中相当する規定があるものは、運輸省令で定めることにより、新法によりしたものとみなす。

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十号)の一部を次のように改訂する。

別表第一第二十五号中「免許」を「許可」に改め

(全国新幹線鉄道整備法の一部改正)

第七条 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)の一部を次のように改訂する。

第十四条第一項から第三項までの規定中「免許」を「許可」に改め 同条第七項中「免許」を「許可」に、「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改め

第六号」に改める。

附則第七項中「免許」を「許可」に改める。

附則第十七項中「免許」を「許可」に、「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改め

第六号」に改める。

附則第二十一項中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

附則第二十一項中「第四条第一項第六号」に改める。

附則第二十一項中「免許」を「許可」に改める。

第十二条 本州四国連絡橋公團法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改訂する。

第十二条 第十二条ノ一 第二十八条第一項」を削る。

附則第二十一項中「免許」を「許可」に改める。

第十三条 特定都市鉄道整備促進特別措置法(昭和六十二年法律第四十二号)の一部を次のように改訂する。

第十三条 第十二条ノ一 第二十八条第一項」を削る。

附則第二十一項中「免許」を「許可」に改める。

第十四条 第十四条 第十二条ノ一 第二十八条第一項」を削る。

附則第二十一項中「免許」を「許可」に改める。

第十五条 第十五条 第十二条ノ一 第二十八条第一項」を削る。

附則第二十一項中「免許」を「許可」に改める。

第十六条 第十六条 第十二条ノ一 第二十八条第一項」を削る。

附則第二十一項中「免許」を「許可」に改める。

第十七条 第十七条 第十二条ノ一 第二十八条第一項」を削る。

第十八条第一項の規定による許可を受けた者は、又は鉄道事業の許可を受けてしなければならない事項の規定による届出をして、又はこれと併せて「に改める。

道事業法第二十八条第一項の規定による届出をして「に改める。

第十九条 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十号)の一部を次のように改訂する。

別表第一第二十五号中「免許」を「許可」に改め

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十号)の一部を次のように改訂する。

別表第一第二十五号中「免許」を「許可」に改め

(全国新幹線鉄道整備法の一部改正)

第七条 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)の一部を次のように改訂する。

別表第一第二十五号中「免許」を「許可」に改め

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十号)の一部を次のように改訂する。

別表第一第二十五号中「免許」を「許可」に改め

(登録免許税法の一部改正)

附則第三十三條第二項中「免許がある」を「許可がある」に、「免許を受けた鉄道事業者」を「許可を受けた鉄道事業者」に改める。

(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の一部改正)

第十五条 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条(見出しを含む)及び第七条第一項中「免許」を「許可」に改める。

(外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第十六条 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第十六条第四項」を「第十六条(運輸省設置法の一部改正)」に改める。

第十七条(運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。)

第三条の二第一項第九十四号中「免許」を削る。

第四条第一項第三十二号中「免許し」を削る。

第五条第一項第一号中「鉄道」を削り、同号を同項第一号の三とし、同号の前に次の二号を加える。

一 鉄道における運賃及び料金の上限の認可
又は変更の命令

一 鉄道における運賃及び料金の変更の命令

第六条第一項第五号中「鉄道の免許」を「鉄道(貨物運送に係るものに限る。第十号及び第十一号において同じ)」に改め、同項第六号中「免許」を「許可」に、「取消」を「取消し」に改める。

附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全の措置を講ずべきである。
一、一般貸切旅客自動車運送事業の許可に当たっては、最低車両台数の確保等輸送の安全を確保するための適切な事業計画及び事業遂行能力等に関する審査を厳正に行うこと。また、その許可基準を具体的に定めて公示するなど、許可制度の運用について統一性、透明性を確保すること。

附帯決議
道路運送法(昭和十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百八条」を「第一百五条」に改める。

第二章(第三条第一号、第四条第一項及び第二項、第五条第一項第一号及び第三号、第六条第二項、第九条第一項第四号、第十一项第三項、第十二条第一項及び第三項、第十七条、第二十条、第三十条第二項、第三十三条、第三十六条第二項、第四十二条第二項第一号及び第七項並びに第四十

附則第三十三條第二項中「免許がある」を「許可がある」に、「免許を受けた鉄道事業者」を「許可を受けた鉄道事業者」に改める。

第四十条第一項第五十二号中「免許」を削る。

二、運転者の過労運転による事故防止を図るために、自動車運転者の労働時間改善基準遵守を前提とする運行計画の策定及び書面による運行指示を徹底すること。また、運送契約時においても基準が遵守されるよう関係者間の協議の場を設置するなど適切な措置を講ずること。

四条第二項を除く)中「一般旅客自動車運送事業」を「一般乗合旅客自動車運送事業等」に、「一般旅客自動車運送事業」を「一般乗合旅客自動車運送事業等」に改める。

第四条第一項中「一般旅客自動車運送事業」を「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業(以下「一般乗合旅客自動車運送事業等」という。)」に改め、同項第二項中「一般旅客自動車運送事業の免許」を「一般乗合旅客自動車運送事業の種類を「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業等の免許」に、「前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の種類を「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業等の別」に改める。

第五条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「一般旅客自動車運送事業の種類」とに「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「一般旅客自動車運送事業の種類」を「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の二号を加える。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第五条第三項中「申請書」を「第一項の申請書」と、「事業の施設、事業収支見積その他」を「事業用自動車の運行管理の体制、事業収支見積りその他」に改める。

第六条第二項中「当該一般旅客自動車運送事業の種類」を「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」に改める。

第七条第二号中「又は」の下に「一般貸切旅客自動車運送事業若しくは」を、「二年を経過してない者」の下に「(当該免許又は許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以

上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)として在任した者で当該取消しの日から二年を経過していないものを含む。」を加え、同条第三号中「前二号の二」を「前二号のいすれか」に改め、同条第四号中「いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。」が前三号の二を「が前三号のいすれか」に改める。

第九条第一項第四号中「一般旅客自動車運送事業者」の下に「(一般旅客自動車運送事業者を含む者をいう。以下同じ。)」を加え、同条第五項ただし書き削る。

第十一條第三項中「一般旅客自動車運送事業の種類」を「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」に「種類の一般旅客自動車運送事業者」を「事業を經營する者」に改め

(一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。)を「一般乗合旅客自動車運送事業者」に改め、同条第三項中「一般旅客自動車運送事業者」を「一般乗合旅客自動車運送事業者」に改める。

第十七條中「路線を定める一般旅客自動車運送事業を經營する者」を「一般乗合旅客自動車運送事業者」に改める。

第二十条中「事業区域を定める一般旅客自動車運送事業」を「一般乗用旅客自動車運送事業」に改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十三条第一項中「事項を処理させる」を「業務を行わせる」に改め、同条第一項中「運行管理者が処理すべき事項」を「運行管理者の業務」に改める。

第二十二条の次に次の二条を加える。
(運行管理者等の義務)
運行管理者は、誠実にその業務を行わなければならない。

2 一般乗合旅客自動車運送事業者等は、運行管理者に対し、前条第二項の運輸省令で定める業務を行うため必要な権限を与えること。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者等は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならず、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。

4 運輸大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業者は、当該一般乗合旅客自動車運送事業者等に対する運送事業者を削る。

5 一般貨切旅客自動車運送事業を經營する者(以下「一般貨切旅客自動車運送事業者」といふ。)は、旅客の運賃その他運輸に関する料金を定め、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

6 運輸大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいすれかに該当すると認めるときは、当該一般貨切旅客自動車運送事業者に對し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

7 一般貨切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

8 一般貨切旅客自動車運送事業者は、事業計画とともに配置する事業用自動車の数その他の運

9 一般貨切旅客自動車運送事業者は、營業所

一 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

二 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

三 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

4 第五条第三項及び第四項並びに第七条の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、第五条第三項中「事業用自動車の運行管理の体制、事業収支見積り」とあるのは「事業用自動車の運行管理の体制」と読み替えるものとする。

5 一般貨切旅客自動車運送事業を經營する者(以下「一般貨切旅客自動車運送事業者」といふ。)は、旅客の運賃その他運輸に関する料金を定め、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

6 一般貨切旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

7 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、運輸大臣の許可を受けたとき。

8 一般貨切旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

9 一般貨切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

10 一般貨切旅客自動車運送事業者は、營業所の名称その他の運輸省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

11 一般貨切旅客自動車運送事業者は、次の場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

12 一般貨切旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

13 第十条、第十二条、第十三条第一項及び第三項、第十六条、第二十条、第二十二条から第二十五条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条、第三十三条、第三十五条第一項及び第二項(第二号に係る部分に限る)、第三十六条、第三十七条、第三十八条第五項、第四十条並びに第四十二条の規定は、一般貨切旅客自動車運送事業について準用する。この場合において、第二十条中「事業区域」とあるのは「營業区域」と、第三十二条、第三十八条第五項、第四十条並びに第四十二条の規定は、一般貨切旅客自動車運送事業について準用する。

14 第二十二条の二第三項中「運賃、料金又は運送約款」とあるのは「運送約款」と、第三十六条第三項及び第三十七条第三項中「第六条」とあるのは「第四十二条の二第三項」と読み替えるものとする。

15 第四十二条第五項中「前条」を「第四十二条」に改める。

16 第八十二条第一項中「各号の二」を「各号のいすれか」に改め、同項第一号中「若しくは」の下に「第八十二条の二第一項若しくは」を加える。

17 第八十七条第一項中「第十五项第一項」の下に

官 報 (号) 外

(第四十一条第五項において準用する場合を含む。)を、「第三十条」、「第三十五条第一項」及び「第三十六条第一項若しくは第一項」の下に「(第四十二条の二第十三項において準用する場合を含む。)」を、「第四十条の二の下に「第四十二条の二第十三項」及び「第三十六条第一項若しくは第一項」の下に「(第四十二条の二第十三項において準用する場合を含む。)」を、「第四十三条第五項及び」を、「第四十二条の二第十三項」、「第四十三条第五項」を加え、「若しくは第四十三条第一項の規定による準用する第十五条第一項、第四十条若しくは第四十二条第一項の規定を、第四十二条の二第一項、第六項若しくは第七項、第四十三条第一項に改める。

第八十九条第一項第二号中「一般旅客自動車運送事業」を「一般乗合旅客自動車運送事業等」に改める。

第九十一条第六項中「一年」を「三年」に、「二百万円」を「三百六十万円」に改め、同条第一号中「第四条第一項」の下に「又は第四十二条の二第一項を加え、同条第二号中「第二十三条の二の下に「第四十二条の二第十三項」を、「含む。」の下に「、第八十条第一項又は第八十三条」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十五条第一項(第四十二条の二第十三項及び第七十二条の下に「第四十二条の二第十三項を含む。」の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者第九十七条に次の二号を加える。

五 第五十七条第一項 第五十八条第一項、第六十条第一項(第七十五条第三項において準用する場合を含む。)又は第七十五条第一項の規定による検査を受けないで、又はこれに合格しないで、自動車道の供用を開始した者

(第五十九条第一項の規定により一般自動車道の一部につき検査を受け、これに合格した者がその部分につき供用を開始した場合を除く。)

六 第八十二条第一項の規定による処分に違反した者第九十八条を次のように改める。

第九十八条 次の各号の一に該当する者は、百四十円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項若しくは第六十一条第一項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受した者

二 第九条第三項若しくは第四項若しくは第四十二条の二第五項の規定による届出をしないで、又は届け出た運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受した者

三 第十条(第四十二条の二第十三項及び第七十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して運賃又は料金の割戻しをした者

四 第十一条第一項(第四十二条の二第十三項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結した者

五 第十三条、第二十条第四十二条の二第十三項及び第三十三条の二の下に「第四十二条の二第十三項を含む。」の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者第九十七条に次の二号を加える。

二 第三十五条第一項(第四十二条の二第十三項及び第七十二条の下に「第四十二条の二第十三項を含む。」の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者第九十七条に次の二号を加える。

五 第五十七条第一項 第五十八条第一項、第六十条第一項(第七十五条第三項において準用する場合を含む。)又は第七十五条第一項の規定による検査を受けないで、又はこれに合格しないで、自動車道の供用を開始した者

(第五十九条第一項の規定により一般自動車道の一部につき検査を受け、これに合格した者がその部分につき供用を開始した場合を除く。)

六 第八十二条第一項の規定による処分に違反した者第九十八条を次のように改める。

第九十八条 次の各号の一に該当する者は、百四十円以下の罰金に処する。

一 第九十四条第一項の規定による報告をせず又は虚偽の報告をした者

二 第九十五条第三項(第四十二条の二第十三項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた供用約款若しくは供用制限によらないで、自動車道の供用契約を締結した者

三 第九十五条第五項及び第四十四条第三項において準用する場合を含む。)、第二十三条规定による認可を受けないで、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受した者

四 第九十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

五 第九十九条から第一百一条までを削る。

六 第一百一条ただし書を削り、同条を第九十九条とす。

七 第十六条第二項(第四十二条の二第十三項において準用する場合を含む。)、第二十八条第二項(第四十二条の二第十三項及び第四十四条第三項において準用する場合を含む。)、第二十九条(第四十二条の二第十三項及び第七十二条の下に「第四十二条の二第十三項を含む。」の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者第九十七条に次の二号を加える。

二 第二十三条第三項(第四十二条の二第十三項において準用する場合を含む。)、第二十八条第二項(第四十二条の二第十三項及び第七十二条の下に「第四十二条の二第十三項を含む。」の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者第九十七条に次の二号を加える。

三 第二十三条第五項及び第四十五条第三項において準用する場合を含む。)、第二十九条(第四十二条の二第十三項及び第七十二条の下に「第四十二条の二第十三項を含む。」の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者第九十七条に次の二号を加える。

四 第二十三条第三項(第四十二条の二第十三項及び第七十二条の下に「第四十二条の二第十三項を含む。」の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者第九十七条に次の二号を加える。

五 第二十三条第五項及び第四十五条第三項において準用する場合を含む。)、第二十九条(第四十二条の二第十三項及び第七十二条の下に「第四十二条の二第十三項を含む。」の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者第九十七条に次の二号を加える。

六 第二十三条第三項(第四十二条の二第十三項及び第七十二条の下に「第四十二条の二第十三項を含む。」の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者第九十七条に次の二号を加える。

七 第二十三条第三項(第四十二条の二第十三項において準用する場合を含む。)、第二十九条(第四十二条の二第十三項及び第七十二条の下に「第四十二条の二第十三項を含む。」の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者第九十七条に次の二号を加える。

八 第二十三条第三項(第四十二条の二第十三項及び第七十二条の下に「第四十二条の二第十三項を含む。」の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者第九十七条に次の二号を加える。

九 第二十三条第三項(第四十二条の二第十三項及び第七十二条の下に「第四十二条の二第十三項を含む。」の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者第九十七条に次の二号を加える。

十 第二十三条第三項(第四十二条の二第十三項及び第七十二条の下に「第四十二条の二第十三項を含む。」の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者第九十七条に次の二号を加える。

十一 第二十四条第一項の規定による届出をし

官 報 (号 外)

すとともに、漁船以外の船舶で運搬中の漁獲物等の損害及びスポーツ等の用に供する小型の船舶による漁船の損害を適切に保険する任意保険事業を実施する制度を整備する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認め
る。

本法施行に要する経費として、平成十一年度
漁船再保険及漁業共済保険特別会計(農林水産
省所管)に普通保険再保険事業及び漁船積荷保
険再保険事業に係る準備金交付金として十三億
千六百四十二万一千円が計上されている。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
漁船損害等補償法の一部を改正する法律案
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十一年四月十五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案
漁船損害等補償法の一部を改正する法律案
**漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十一
号)の一部を次のように改正する。**

「漁船船主責任保険再保険事業等」を「普通保険再保険事業等」に、「漁船保険再保険事業等」を「特殊保険事業等」に、「漁船保険再保険事業等」を「特殊保険再保険事業等」に、「第八章 保険料の負担及び補助金の交付（第二百三十九条 第百四十三条）」を「第八章 保険料の負担及び補助金の交付（第二百四十二条 第百四十三条）」に改める。
第一項中「定め」の下に「併せてこれらを補完する措置を講じ」を加える。

第二条第一号中「漁船船主責任保険再保険事業及び漁船乗組船主保険再保険事業」を「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組

船舶主保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に、「漁船船主責任保険再保険事業等」を「普通保険再保険事業等」に改め、同条第三号中「漁船保険再保険事業、前号の漁船船主責任保険再保険事業に係る再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業」を「特殊保険再保険事業並びに前号の普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険事業」に、「漁船保険再保険事業等」を「特殊保険再保険事業等」に改める。

第三条第五項中「以下同じ」を「第六章の二を除き、以下同じ」に改める。

第十五条第一項中「から定款」の下に「及び保険約款」を加え、「当る」を「当たる」に、「定款作成委員」を「定款等作成委員」に、「且つ」を「かつ」に改め、「事項」の下に「及び保険料率その他保険約款作成の基本となるべき事項」を加え、同条第二項中「定款作成委員」を「定款等作成委員」に改める。

第十六条第一項中「定款作成委員」を「定款等作成委員」に改め、「が定款」の下に「及び保険約款」を加え、同条第三項中「定款作成委員」を「定款等作成委員」に改め、「作成した定款」の下に「及び保険約款」を加え、同条第四項中「定款」の下に「及び保険約款」を加え、「但し」を「ただし」に、「規定」を「定款の規定」に改める。

第十七条中「定款」の下に「、保険約款」を加える。

第十八条第一項中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれにも」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第一号中「定款」の下に「、保険約款」を加え、「基いて」を「基づいて」に改め、同項第一号中「定款」の下に「、保険約款」を加える。

第二十一条第一項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十四号までを「号ずつ繰り上げ、第二章第二節中同条の次に次」の一条を加える。

に掲げる事項を規定しなければならない。

一 漁船保険の保険の目的

二 漁船保険事業等の細目に関する事項

三 保険金額に関する事項

四 保険料率に関する事項

五 保険責任に関する事項

六 漁船保険事業等の実施の方法に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、省令で定める事項

2 農林水産大臣は、模範保険約款例を定める」とができる。

第二十三条中「定款」を「保険約款」に改める。

第三十一条の二第一項中「定款」の下に「、保険約款」を加える。

第三十八条第一項中「定款」の下に「及び保険約款」を加える。

第四十条第二項中「但し」を「ただし」に、「基いて」を「基づいて」に改め、「定款」の下に「若しくは保険約款」を加える。

第四十二条中「左の事項」を「次の事項」に改め、「第二号を第三号」とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 保険約款の変更

第四十四条第四項及び第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(保険約款の変更)

第四十四条の二 保険約款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可については、第十八条の規定を準用する。

農林水産大臣は、特殊保険の保険料率についての保険約款の変更を命ずることができる。

4 前項の規定による保険約款変更の命令がある場合には、第四十二条並びに第一項及び第二項の規定にかかわらず、その命令により、保険約款変更の効力を生ずるものとする。

第五十一条第一項中「漁船保険等」を「漁船保

第五十五条第一項中「定款」の下に「及び保険約款」を加える。
第六十三条第一項第一号中「第十三号及び第四号」を「第十一号及び第十一号」に改める。
第八十五条中「基いて」を「基づいて」に改め、「定款」の下に「若しくは保険約款」を加え、「疑い」を「疑い」に改める。
第八十六条第一項中「基づいて」を「基づいて」に改め、「若しくは定款」を「又は定款若しくは保険約款」に、「定款の変更」を「定款又は保険約款の変更」に改める。
第八十九条を次のように改める。

(保険関係の成立)
第八十九条 保険関係は、組合員又は組合員たる資格を有する者が保険約款で定める様式の申込書を組合に提出して申し込み、組合がこれを承諾することによって成立する。
第九十三条を削り、第九十二条を第九十三条とし、第九十一条を第九十二条とし、第九十条の次に次の一条を加える。
(保険料の支払)
第九十一条 組合との間に保険関係が成立した者は、当該保険関係に係る保険期間の開始日の前日までに、組合に保険料(保険約款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあっては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの)を支払わなければならぬ。
2 前項の規定による保険料の支払をその支払期限までにしないときは、当該保険関係は、その効力を失う。
第九十四条中「前条の規定により」を削る。
第九十六条、第九十七条、第九十八条第一項、第一百条第一号及び第一百十条第七項中「定款」を「保険約款」に改める。

第一百十一条を第一百十条の二とし、同条の次に次の一項を加える。

(保険の引受けの制限)

第一百十二条 組合は、漁船保険中央会が普通保険再保険事業を行つてゐる場合でなければ、普通保険の引受けをすることができない。

第一百十二条第二項中「当つては」を「当つては」に改め、「農林水産大臣の認可を受けて」を削る。

第一百十二条の四中「みたす」を「満たす」に改め、同条第二号中「第一百三十八条の十五第一項」を「三百三十八条の五第一項」に改め、同条第二号中「第一百三十八条の十五」を「第一百三十八条の五」に、「再保險料率」を「純再保險料率」に改める。

第一百十二条の五中「但し」を「ただし」に、「定款」を「保險約款」に、「別段の定」を「別段の定め」に改める。

第一百十二条の七の次に次の二項を加える。

(保険関係の消滅)
第一百十二条の七の二 第百三十七条の四第一項の規定により中央会と組合との間に成立している普通損害保険に係る再保險関係が終了したときは、普通損害保険の保険関係は、消滅する。

2 前項の場合には、組合は、積立保險料のうち加保險料及び損害保險料のうちまだ経過しない期間に対するものを払い戻さなければならない。

第一百五十五条第二項を削る。

第一百五十六条中「定款」を「保險約款」に改める。

第一百二十条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第一百二十一條中「漁船船主責任保険については」の下に、「第一百三十一条」を、「並びに第一百三十三条の七」を「第一百三十三条の七並びに第一百三十三条の七の二」に改め、「この場合において」の下に「、第一百十一條中「普通保険再保険事業」とあるのは「漁船船主責任保険再保険事業」とあるのは「漁船積荷保険再保険事業」とあるのは「漁船積荷保険」であるの

は、「漁船積荷保険」とを加える。

「第四章 漁船保険中央会及びその漁船船主責任保険再保険事業等」を「第四章 漁船保険中央会及びその普通保険再保険事業等」に改める。

第一百二十七條中「漁船船主責任保険再保険事業」等を「普通保険再保険事業等」に改める。

第一百二十九條から第十四号まで」に改める。

第一百二十一條中第九号を第十一号とし、第八号及び第九号とし、同号の次に次の二項を加える。

第十号から第十二号まで」に改める。

第一百二十九條第一項中「第五号まで、第八号及び第七の二第一項中「普通損害保険」との下に「、第一百三十三条の五第一項」に改め、「純再保險料率」を削り、「漁船の運航」との下に「、第一百三十三条の五第一項」に改め、「船主責任保険」とを加える。

第一百二十九條の十五及び第一百二十九條の十六第一項の下に「、第一百三十一条」を加え、「第一百五十五条第二

中「定款」を「保險約款」に改める。

第一百二十三条の十六の次に次の二項を加える。

(保險関係の消滅)

第一百二十三条の十六の二 第百三十七条の四第一項の規定により中央会と組合との間に成立している満期保険に係る再保險関係が終了したときは、満期保険の保険関係は、消滅する。

2 前項の場合には、組合は、積立保險料のうち加保險料及び損害保險料のうちまだ経過しない期間に対する付加再保險料及び損害保險料に

おいて」の下に「、第一百十一条中「普通保険再保険事業」とあるのは「漁船乗組船主保険再保険事業」とを加え、「、第一百五十五条第二項中「漁船船主責任保険再保険事業」とを、「第一百三十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは、「漁船乗組船主保険」とに改める。

第一百二十三条の三中「一」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「漁船船主責任保険再保険事業又は漁船乗組船主保険再保険事業」を「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業」に改める。

第一百三十三条の三中「二」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「漁船船主責任保険再保険事業等」を「普通保険再保険事業等」に改める。

第一百二十三条の三中「三」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「漁船船主責任保険再保険事業又は漁船乗組船主保険再保険事業」を「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業」に改める。

第一百三十三条の三中「四」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「漁船船主責任保険再保険事業又は漁船乗組船主保険再保険事業」を「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業」に改める。

第一百三十三条の三中「五」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「漁船船主責任保険再保険事業又は漁船乗組船主保険再保険事業」を「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業」に改める。

第一百三十三条の三中「六」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「漁船船主責任保険再保険事業又は漁船乗組船主保険再保険事業」を「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業」に改める。

第一百三十三条の三中「七」を「いずれかに」に改め、「、第一百三十三条の七の二」を「、第一百三十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは、「漁船積荷保険」とを加える。

第一百三十三条の三中「八」を「いずれかに」に改め、「、第一百三十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは、「漁船積荷保険」とを加える。

第一百三十三条の三中「九」を「いずれかに」に改め、「、第一百三十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは、「漁船積荷保険」とを加える。

第一百三十三条の三中「十」を「いずれかに」に改め、「、第一百三十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは、「漁船積荷保険」とを加える。

第一百三十三条の三中「十一」を「いずれかに」に改め、「、第一百三十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは、「漁船積荷保険」とを加える。

第一百三十三条の三中「十二」を「いずれかに」に改め、「、第一百三十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは、「漁船積荷保険」とを加える。

第一百三十三条の三中「十三」を「いずれかに」に改め、「、第一百三十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは、「漁船積荷保険」とを加える。

第一百三十三条の三中「十四」を「いずれかに」に改め、「、第一百三十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは、「漁船積荷保険」とを加える。

第一百三十三条の三中「十五」を「いずれかに」に改め、「、第一百三十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは、「漁船積荷保険」とを加える。

第一百三十三条の三中「十六」を「いずれかに」に改め、「、第一百三十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは、「漁船積荷保険」とを加える。

第一百三十三条の三中「十七」を「いずれかに」に改め、「、第一百三十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは、「漁船積荷保険」とを加える。

第一百三十三条の三中「十八」を「いずれかに」に改め、「、第一百三十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは、「漁船積荷保険」とを加える。

第一百三十三条の三中「十九」を「いずれかに」に改め、「、第一百三十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは、「漁船積荷保険」とを加える。

第一百三十三条の三中「二十」を「いずれかに」に改め、「、第一百三十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは、「漁船積荷保険」とを加える。

第一百三十三条の三中「二十一」を「いずれかに」に改め、「、第一百三十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは、「漁船積荷保険」とを加える。

第一百三十三条の三中「二十二」を「いずれかに」に改め、「、第一百三十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは、「漁船積荷保険」とを加える。

次に次の二号を加える。

七 普通保険再保険事業

第一百二十二条第二項中「定款」を「保險約款」に改める。

第一百二十二条第二項中「保險約款」を「保險約款」に改める。

官 報 (号 外)

事業又は漁船乗組船主保険再保険事業を「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保險事業」に改める。

第三百三十七条の六中「再保険料の払戻し」の下に「若しくは払戻金の支払」を、「再保険料の額」の下に「若しくは支払を受けることができる払戻金の額」を加え、「先だつて」を「先立つて」に改める。

第三百三十七条の九中「漁船船主責任保険再保険事業又は漁船乗組船主保険再保険事業を「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保險事業」に改める。

第一百三十八条第二項中「第十五条第一項中」を「第十五条第一項中「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、「定款等作成委員」とあるのは「定款作成委員」と、「定款作成の基本となるべき事項及び保険料率その他保険約款作成の基本となるべき事項」とあるのは「定款作成の基本となるべき事項」と、「同条第二項中「定款等作成委員」とあるのは「定款作成委員」と、「に改め、「第十六条第六項」を「第十六条第一項及び第三項中「定款等作成委員」とあるのは「議決権又は選挙権」と、「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、「同条第四項中「定款」であるのは「定款」と、「に改め、同条第六項中「議決権」とあるのは「議決権又は選挙権」と、「定款」であるのは「定款」と、「に改め、同条第三十一項中「第一項及び第三十二条第一項中「定款、再保険約款」とを削り、同条第七項中「漁船船主責任保険再保険事業又は漁船乗組船主保険再保険事業」を「普通保険再

「保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業」に、「同条第一項中「若しくは定款」とあるのは、定款若しくは再保険約款」を「定款若しくは保険約款」とあるのは「定款」に、「若しくは定款」とあるのは「定款」と読むべきである。

金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額

第百二十八条の五第一項中「定期」を「保険約款」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

間の調整を施し、これを基礎として普通損害保険の危険区分ごとに定める一定率満期保険に係る純再保険料率のうち満期前の普通損害保険事故による支払に係る部分の率は、当該満期保険の各保険料期間が始まる日において適用されている当該組合の普通損害保険

み替える」を「読み替える」に改める。

「第二節 漁船船主責任保険再保険事業等」を
「第二節 普通保険再保険事業等」に改める。

「第一百三十八条の二中「漁船船主責任保険事業及び漁船乗組船主保険事業」を「普通保険事業、漁船主責任保険事業、漁船乗組船主保険事業及び漁船積荷保険事業」に改める。

「第一百三十八条の三中「漁船船主責任保険又は漁船乗組船主保険」を「普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船王保険又は漁船積荷保険」に改め

普通損害保険に係る純再保険料率は、普通損害保険の危険区分及び組合ごとに、第一号の率と当該普通損害保険の危険区分の属する普通損害保険のトン数区分に係る当該組合の第一号の率などを合計して得た率とする。

一 政令で定める一定年間における各年の組合ごと及び普通損害保険のトン数区分ごとの普通損害保険に係る危険率の一部で、台風その他他の異常な天然現象に係る部分の率(次号において「天災危険率」という。)のうち、農林水産大臣が普通損害保険のトン数区分ごとに定める標準危険率を超えるもののその超える部分の率(次号において「異常危険率」という。)を基礎として、農林水産大臣が組合ごと及び普通損害保険のトン数区分ごとに定める一定

に係る純再保険料率に、普通損害保険のト�数区分その他第一百三十二条の十一第一項の農林水産大臣が定める区分ごとに保険期間の期間に応じて農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率とする。

3 満期保険に係る純再保険料率のうち満期による支払に係る部分の率は、組合の保険約款で定められた満期保険の保険料率のうち、満期による支払に係る部分の純保険料に対応する部分の率と同率とする。

第百三十八条の五に次の一項を加える。

6 漁船積荷保険に係る純再保険料率は、中央余地の再保険責任に係る危険に対応するものとして農林水産大臣の定めるところにより算定される率とする。

二一 満期保険に係るものにあつては、満期による支払に係るものについては、保険金額に農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額とし、満期前の普通損害保険事故による支払に係るものについては、保険金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額

第一百三十八条の四に次の一号を加える。

二 前項の政令で定める一定年間における各年のすべての組合の普通損害保険のトン数区分ごとの普通損害保険に係る危険率(その各危険率のうちの天災危険率中に同号の標準危険率を超えるものがあるときは、当該危険率について)は、その率から当該危険率に係る異常危険率を控除了率とする。)を基礎として算定される普通損害保険のトン数区分ごとの組合平均の通常の危険率を基準とし、農林水土資源開発公団が、これに該組合の標準危険率を乗じて算出する。

官 報 (号 外)

「特殊保険に係るものに限る。」を加え、同条第四項中「及び第百二十六条の六」を削り、「権利」の下に「特殊保険に係るものに限る。」を加える。

「特殊保険に係るものに限る。」を加える。

「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業のそれぞれの再保険事業に係る保険(これららのうち、漁船船主責任保険にあつては、てん補区分)」とに改め、「係る同一年度再保険関係につき」の下に「第百三十八条の十の二第三項若しくは第四項の規定又は」を加える。

「第百三十八条の二十一第一項中「てん補区分」とに」を「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業のそれぞれの再保険事業に係る保険(これららのうち、漁船船主責任保険にあつては、てん補区分)」とに改め、「係る同一年度再保険関係につき」の下に「第百三十八条の十の二第三項若しくは第四項の規定又は」を加える。

「第百三十八条の二十一中「漁船保険再保険事業等」を「特殊保険再保険事業等」に改める。

「特殊保険再保険事業等」を「特殊保険再保険事業等」に改める。

「第百三十八条の二十三中「漁船保険再保険事業等」を「特殊保険再保険事業等」に、「漁船保険」を「特殊保険」に、「定款若しくは再保険約款」を「保險約款」であるのは「保險約款」若しくは「再保険約款」に改める。

「第百三十九条第一項第一号中「第百三十八条の十五第一項第一号」を「第百三十八条の五第一項第一号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 国庫は、対象漁船に係る漁船船主責任保険について、組合員が支払うべき当該保険の純保険料のうち、第百三十八条の十三第二項の政令で定めるてん補区分を除くてん補区分に係る対象漁船の保険金額に対象漁船に係る当該てん補区分に係る漁船船主責任保険の純保険料率(第百二十二条の規定により読み替えられた同条において準用する第百十三条の四第二号に規定する

漁船船主責任保険の純保険料率をいう。)を乗じて得た額に、別表の一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を負担する。

第六章の次に次の「第一章を加える。

第六章の二 雜則

(任意保険事業)

第百四十三条の二 組合は、漁船保険事業等のほか、その実施に支障のない限りにおいて、任意保険事業を行うことができる。

第百四十三条の三 この法律において「任意保険」とは、次に掲げる損害をてん補する保険であつて、この法律により行うものをいう。

一 漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害

2 任意保険事業の実施の方法に関する事項

五 任意保険事業の実施の方法に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、省令で定める事項

第百四十三条の五 組合は、任意保険事業に係る保険約款を定め、又はこれを変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

2 任意保険事業に係る保険約款については、第十四條の二第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、第四十四条の二第一項中「保險約款の変更」とあるのは「任意保険事業に係る保険約款の設定又は変更」と読み替えるものとする。

(任意保険事業を行つ組合)

第百四十三条の六 任意保険事業を行つ組合についての第三十一條の二第一項、第三十八條第一項、第四十条第二項、第五十二条、第八十五条及び第八十六条の規定の適用については、これらの規定(第五十五条及び第八十六条第二項を除く。)中「保險約款」とあるのは「保險約款(任意の他の船舶の運航に伴つて生じたものに限る。)」で当該船舶の所有者又は使用者が負担しなければならないものを負担することによる損害

イ 漁船その他の船舶又はその積荷の損害その他省令で定める損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害

ロ 当該船舶又はその乗組員の捜索又は救助に要した費用(捜索又は救助を行つ漁船を

他の船舶の運航に伴つて生じたものに限る。)で当該船舶の所有者又は使用者が負担しなければならないものを負担することによる損害

(任意保険事業に係る保険約款)

第百四十三条の四 組合が任意保険事業を行つ場合には、任意保険事業に係る保険約款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 任意保険事業の細目に関する事項

二 任意保険事業の保険金額に関する事項

三 任意保険事業の保険料率に関する事項

四 任意保険事業の保険責任に関する事項

五 任意保険事業の実施の方法に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、省令で定める事項

(組合のてん補責任)

第百四十三条の八 組合は、任意保険に係る第百四十三条の三各号に掲げる損害をてん補する。(組合の免責事由)

第一事故が、法令に違反して、第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る保険に係るてん補すべき損害の額の全部又は一部につき、そのてん補すべき責めを免れることができる。

二 第百四十二条の三第一号に掲げる損害に係るものにあつては、小型の船舶の所有者又は使用者

第三事故が、法令に違反して、第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る保険にあつては当該保険に係るてん補すべき損害の額の全部又は一部につき、そのてん補すべき責めを免れることができる。

四 第百四十二条の三第一号に掲げる損害に係るものにあつては、当該保険に係るてん補すべき損害の額の全部又は一部につき、そのてん補すべき責めを免れることができる。

第五事故が、法令に違反して、第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る保険にあつては当該保険に係るてん補すべき損害の額の全部又は一部につき、そのてん補すべき責めを免れることができる。

第六事故が、法令に違反して、第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る保険にあつては当該保険に係るてん補すべき損害の額の全部又は一部につき、そのてん補すべき責めを免れることができる。

第七事故が、法令に違反して、第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る保険にあつては当該保険に係るてん補すべき損害の額の全部又は一部につき、そのてん補すべき責めを免れることができる。

第八事故が、法令に違反して、第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る保険にあつては当該保険に係るてん補すべき損害の額の全部又は一部につき、そのてん補すべき責めを免れることができる。

第九事故が、法令に違反して、第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る保険にあつては当該保険に係るてん補すべき損害の額の全部又は一部につき、そのてん補すべき責めを免れることができる。

第十事故が、法令に違反して、第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る保険にあつては当該保険に係るてん補すべき損害の額の全部又は一部につき、そのてん補すべき責めを免れることができる。

第十一事故が、法令に違反して、第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る保険にあつては当該保険に係るてん補すべき損害の額の全部又は一部につき、そのてん補すべき責めを免れることができる。

第十二事故が、法令に違反して、第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る保険にあつては当該保険に係るてん補すべき損害の額の全部又は一部につき、そのてん補すべき責めを免れることができる。

第十三事故が、法令に違反して、第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る保険にあつては当該保険に係るてん補すべき損害の額の全部又は一部につき、そのてん補すべき責めを免れことができる。

つては、保険契約者が、正当な理由がないのに保険料のうちその第二回以降の支払に係るものの支払を遅滞したとき。

三 保険契約者又は被保険者が、第一百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る保険にあつては、当該保険に係る漁船以外の船舶若しくはその運航又は当該保険の保険の目的たる漁獲物及びその製品、同条第二号に掲げる損害に係る保険にあつては当該保険に係る小型の船舶若しくはその運航につき、通常行うべき管理その他損害の防止又は軽減を怠つたとき。

四 保険契約者又は被保険者が、第一百四十三条の十一第一項において準用する第九十七条の規定による通知を著しく遅滞したため、損害の状況の認定が困難となつたとき。

五 保険契約者又は被保険者が、第一百四十三条の十一第一項において準用する第九十八条第一項の規定による通知を怠り、又は同条第二項の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

六 保険契約者又は被保険者が、第一百四十三条の十一第一項において準用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

(保険金額の最高額の制限)

第一百四十三条の十 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、任意保険事業の保険金額について、その最高額を定めることができる。この場合には、任意保険事業の保険金額は、当該金額を超えてはならない。

(任意保険事業についての準用)

第一百四十三条の十一 任意保険事業については、

第八十九条から第九十二条まで、第九十三条第

一項、第九十四条、第九十六条から第九十九条までの二第一項の再保険約款の変更」とあるのは、「任意保険再保険事業に係る再保険約款の設定又は変更」と読み替えるものとする。

二 前項に定めるもののほか、任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

三 では、第三章第二節、第四節及び第五節の規定のうち政令で定めるものを、政令で定めるところにより準用する。

四 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業にあつては、商法第六百四十四条から第六百四十八条まで、第六百五十二条、第六百五十九条、第六百六十一条から第六百六十六百三十九条、第六百三十四条第三項、第八百三十六条第一項及び第二項、第八百三十七条第一項及び第二項並びに第八百三十八条から第八百四十二条まで(保険委付)の規定を準用する。

五 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業にあつては、商法第六百四十四条から第六百四十八条まで、第六百五十二条、第六百三十七条、第六百三十九条の三中「又は漁船積荷保険再保険事業」とあるのは「若しくは漁船積荷保険再保険事業又は任意保険再保険事業」とあるのは「漁船積荷保険並びに任意保険」と、第六百三十七条の五中「又は漁船積荷保険再保険事業」とあるのは「若しくは漁船積荷保険再保険事業又は任意保険再保険事業」と、第六百三十七条の六第一項中「第六百三十七条の六」とあるのは「第六百三十八条の六」とあるのは「第六百三十九条の十八において準用する場合を含む。」と、第六百三十七条の七とあるのは「第六百三十八条の七(第六百四十三条の十八において準用する場合を含む。)」と、第六百三十七条の九中「又は漁船積荷保険再保険事業」とあるのは「若しくは漁船積荷保険再保険事業又は任意保険再保険事業」と、「再保険約款」とあるのは「再保険約款(任意保険再保険事業に係る再保険約款を含む。)」とする。

六 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

七 前各号の事業に附帯する事業の規定を準用する。

八 に当該保険に係る事故及び損害の調査
四 任意保険の普及宣伝
五 その他任意保険事業の健全な発達を図るためにの調査、指導及び助成
六 任意保険再保険事業
七 前各号の事業に付帯する事業

では、第六百三十三条の四の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第六百三十三条の二第一項の再保険約款の変更」とあるのは、「任意保険再保険事業に係る再保険約款の設定又は変更」と読み替えるものとする。

中央会についての第六百三十七条の三から第六百三十七条の五まで、第六百三十七条の六第一項及び第六百三十七条の九の規定の適用については、第六百三十七条の三中「又は漁船積荷保険再保険事業」とあるのは「若しくは漁船積荷保険再保険事業又は任意保険再保険事業」とあるのは「漁船積荷保険並びに任意保険」と、第六百三十七条の五中「又は漁船積荷保険再保険事業」とあるのは「若しくは漁船積荷保険再保険事業又は任意保険再保険事業」と、第六百三十七条の六第一項中「第六百三十七条の六」とあるのは「第六百三十八条の六(第六百三十九条の十八において準用する場合を含む。)」と、第六百三十七条の九中「又は漁船積荷保険再保険事業」とあるのは「若しくは漁船積荷保険再保険事業又は任意保険再保険事業」と、「再保険約款」とあるのは「再保険約款(任意保険再保険事業に係る再保険約款を含む。)」とする。

九 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

十 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

十一 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

十二 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

十三 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

十四 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

十五 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

十六 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

十七 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

十八 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

十九 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

二十 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

二十一 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

二十二 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

二十三 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

二十四 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

二十五 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

二十六 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

二十七 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

二十八 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

二十九 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

三十 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

三十一 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

三十二 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

三十三 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

三十四 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

三十五 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

三十六 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

三十七 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

三十八 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

三十九 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

四十 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

四十一 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

四十二 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

四十三 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

四十四 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

四十五 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

四十六 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

四十七 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

四十八 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

四十九 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

五十 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

五十一 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

五十二 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

五十三 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

五十四 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

五十五 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

五十六 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

五十七 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業に付び第七条の規定を準用する。

官報(号外)

七項において準用する第八十五条及び第八十六条の規定の適用については、これらの規定(第一百三十八条第七項で準用する第八十六条第二項(任意保険再保険事業に係る再保険約款を含む。)と、第一百三十八条第七項で準用する第八十六条第二項中「命令」とあるのは「命令(任意保険再保険事業に係るもの)を除く。」とする。(任意保険再保険事業についての準用))

第一百四十三条の十八、任意保険再保険事業については、第一百六条、第一百七条、第一百三十八条の三、第一百三十八条の六から第一百三十八条の十まで、第一百三十八条の十一(第一百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険再保険事業に限る。及び第一百四十三条の十並びに商法第六百四十六条、第六百六十二条及び第六百六十三条(損害保険の総則)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。)

第一百四十五条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第二号中「その目的でない事業をしたとき」を「この法律の規定により行うことができる事業以外の事業を行つたとき」に改め、同条第十四号中「第一百三十八条の下に」(第一百四十三条の十一第一項において準用する場合を含む。)を、同条第十六号中「第一百三十八条の十一」の下に、「第一百四十三条の十一第一項及び第一百四十三条の十八」を加える。

第一百四十六条中「五万円」を「十万円」に改める。

附則第七項中「漁船船主責任保険再保険事業等」を「普通保険再保険事業等」に、「漁船船主責任保険再保険事業又は漁船乗組船主保険再保険事業」

を「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保

险事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業」に改める。

附則第八項中「第一百四十五条第三号、」を「第一百四十五条」に改め、「、同条第三号中「目的でない事業」とあるのは、「目的とする事業(中央会にあつては、附則第五項に規定する漁船船主責任保険補完再保険事業又は漁船積荷保険補完再保険事業を含む。)以外の事業」とを削り、「第一百三十八条の十一」を「及び第一百四十三条の十八」に、「第一百三十八条の十一及び附則第七項」を「、第一百四十三条の十八及び附則第七項」に改める。

第一百四十三条の十八、任意保険再保険事業については、第一百六条、第一百七条、第一百三十八条の三、第一百三十八条の六から第一百三十八条の十まで、第一百三十八条の十一(第一百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険再保険事業に限る。及び第一百四十三条の十並びに商法第六百四十六条、第六百六十二条及び第六百六十三条(損害保険の総則)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。)

第一百四十五条中「二十万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「その目的でない事業をしたとき」を「この法律の規定により行うことができる事業以外の事業を行つたとき」に改め、同条第十四号中「第一百三十八条の下に」(第一百四十三条の十一第一項において準用する場合を含む。)を、同条第十六号中「第一百三十八条の十一」の下に、「第一百四十三条の十一第一項及び第一百四十三条の十八」を加える。

第一百四十六条中「十万円」を「五万円」に改める。

附則第七項中「漁船船主責任保険再保険事業等」を「普通保険再保険事業等」に、「漁船船主責任保険再保険事業又は漁船乗組船主保険再保険事業」

を「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保

险事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業」に改める。

第一百四十三条の十八、任意保険再保険事業については、第一百六条、第一百七条、第一百三十八条の三、第一百三十八条の六から第一百三十八条の十まで、第一百三十八条の十一(第一百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険再保険事業に限る。及び第一百四十三条の十並びに商法第六百四十六条、第六百六十二条及び第六百六十三条(損害保険の総則)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。)

第一百四十五条中「二十万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「その目的でない事業をしたとき」を「この法律の規定により行うことができる事業以外の事業を行つたとき」に改め、同条第十四号中「第一百三十八条の下に」(第一百四十三条の十一第一項において準用する場合を含む。)を、同条第十六号中「第一百三十八条の十一」の下に、「第一百四十三条の十一第一項及び第一百四十三条の十八」を加える。

第一百四十六条中「五万円」を「十万円」に改める。

附則第七項中「漁船船主責任保険再保険事業等」を「普通保険再保険事業等」に、「漁船船主責任保険再保険事業又は漁船乗組船主保険再保険事業」

を「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保

险事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業」に改める。

第一百四十七条中「漁船乗組船主保険再保険事業等」を「普通保険再保険事業等」に、「漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業」

を「普通保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保

险事業、漁船乗組船主保険再保

险事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業」に改める。

附則第八項中「第一百四十五条第三号、」を「第一百四十五条」に改め、「、同条第三号中「目的でない事業」とあるのは、「目的とする事業(中央会にあつては、附則第五項に規定する漁船船主責任保険補完再保険事業又は漁船積荷保険補完再保険事業を含む。)以外の事業」とを削り、「第一百三十八条の十一」を「及び第一百四十三条の十八」に、「第一百三十八条の十一及び附則第七項」を「、第一百四十三条の十八及び附則第七項」に改める。

第五条 政府は、漁船保険中央会が行う普通保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業の健全かつ円滑な運営に資するため、漁船保険中央会に対し、普通保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る準備金の一部として、平成十一年度において、漁船再保険及漁業共済保険特別会計から、十三億千六百四十二万一千円を限り、交付金を交付する。

第六条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法の一部改正

第六条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。(経過措置)

第一条 この法律の施行に伴う漁船保険組合の定期款の変更及び保険約款及び任意保険事業に係る保険約款の設定並びに漁船保険中央会の定期款の変更、再保険約款の設定又は変更及び任意保険再保険事業に係る再保険約款の設定に関する手続は、この法律の施行前においても行うことができる。

第一条 この法律の施行の際現に存する普通保険及び漁船積荷保険についての保険関係に係る再保険関係並びに漁船船主責任保険の保険関係に基づき支払すべき保険料に係る負担金について

は、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に存する普通保険勘定ノ積立金ヨリ之ヲ勘定ノ歳入ニ繰入レ同条ノ規定ニ依ル交付金ヲ以テ同勘定ノ歳出トス

(農林水産省設置法の一部改正)

第八条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第一百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「漁船保険再保険事業等」を「特殊保険再保険事業等」に改める。

第七条 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百十一号)の一部を次のように改正す

る。

第三条第八号中「漁船保険」を「普通保険再

险事業、特殊保険」に、「漁船積荷保険」を「漁

船積荷保険再保険事業」に改める。

第七条第七号中「漁船保険」を「普通保険再

险事業、漁船乗組船主保険再保

险事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業」に改める。

附則第八項中「第一百四十五条第三号、」を「第一百四十五条」に改め、「、同条第三号中「目的でない事業」とあるのは、「目的とする事業(中央会にあつては、附則第五項に規定する漁船船主責任保険補完再保険事業又は漁船積荷保険補完再保険事業を含む。)以外の事業」とを削り、「第一百三十八条の十一」を「及び第一百四十三条の十八」に、「第一百三十八条の十一及び附則第七項」を「、第一百四十三条の十八及び附則第七項」に改める。

第七条 政府は、漁船保険中央会に対する交付金の交付

第五条 政府は、漁船保険中央会が行う普通保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業の健全かつ円滑な運営に資するため、漁船保険中央会に対し、普通保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る準備金の一部として、平成十一年度において、漁船再保険及漁業共済保険特別会計から、十三億千六百四十二万一千円を限り、交付金を交付する。

第六条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法の一部改正

第六条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。(経過措置)

第一条 この法律の施行に伴う漁船保険組合の定期款の変更及び保険約款及び任意保険事業に係る保険約款の設定並びに漁船保険中央会の定期款の変更、再保険約款の設定又は変更及び任意保険再保険事業に係る再保険約款の設定に関する手続は、この法律の施行前においても行うことができる。

第一条 この法律の施行の際現に存する普通保険及び漁船積荷保険についての保険関係に係る再保険関係並びに漁船船主責任保険の保険関係に基づき支払すべき保険料に係る負担金について

は、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に存する普通保険勘定ノ積立金ヨリ之ヲ勘定ノ歳入ニ繰入レ同条ノ規定ニ依ル交付金ヲ以テ同勘定ノ歳出トス

(農林水産省設置法の一部改正)

第八条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第一百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「漁船保険再保険事業等」を「特殊保険再保険事業等」に改める。

第七条 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百十一号)の一部を次のように改正す

る。

第三条第八号中「漁船保険」を「普通保険再

险事業、特殊保険」に、「漁船積荷保険」を「漁

船積荷保険再保険事業」に改める。

第七条第七号中「漁船保険」を「普通保険再

险事業、漁船乗組船主保険再保

险事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業」に改める。

附則第八項中「第一百四十五条第三号、」を「第一百四十五条」に改め、「、同条第三号中「目的でない事業」とあるのは、「目的とする事業(中央会にあつては、附則第五項に規定する漁船船主責任保険補完再保険事業又は漁船積荷保険補完再保険事業を含む。)以外の事業」とを削り、「第一百三十八条の十一」を「及び第一百四十三条の十八」に、「第一百三十八条の十一及び附則第七項」を「、第一百四十三条の十八及び附則第七項」に改める。

第七条 政府は、漁船保険中央会に対する交付金の交付

第五条 政府は、漁船保険中央会が行う普通保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業の健全かつ円滑な運営に資するため、漁船保険中央会に対し、普通保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る準備金の一部として、平成十一年度において、漁船再保険及漁業共済保険特別会計から、十三億千六百四十二万一千円を限り、交付金を交付する。

第六条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法の一部改正

第六条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。(経過措置)

第一条 この法律の施行に伴う漁船保険組合の定期款の変更及び保険約款及び任意保険事業に係る保険約款の設定並びに漁船保険中央会の定期款の変更、再保険約款の設定又は変更及び任意保険再保険事業に係る再保険約款の設定に関する手続は、この法律の施行前においても行うことができる。

第一条 この法律の施行の際現に存する普通保険及び漁船積荷保険についての保険関係に係る再保険関係並びに漁船船主責任保険の保険関係に基づき支払すべき保険料に係る負担金について

は、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に存する普通保険勘定ノ積立金ヨリ之ヲ勘定ノ歳入ニ繰入レ同条ノ規定ニ依ル交付金ヲ以テ同勘定ノ歳出トス

(農林水産省設置法の一部改正)

第八条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第一百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「漁船保険再保険事業等」を「特殊保険再保険事業等」に改める。

第七条 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百十一号)の一部を次のように改正す

る。

第三条第八号中「漁船保険」を「普通保険再

险事業、特殊保険」に、「漁船積荷保険」を「漁

船積荷保険再保険事業」に改める。

審査報告書

持続的養殖生産確保法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年五月十三日

農林水産委員長 野間 趙

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、最近における養殖漁場の状況の変化にかんがみ、持続的な養殖生産の確保を図るため、漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための措置及び特定疾病のまん延の防止のための措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

我が国は、沿岸漁業の重要な一部門を構成しており、沿岸漁業の振興と漁村の活性化を図る上で極めて重要な位置を占めている。

また、養殖生産の拡大は、国民の豊かな食生活の実現に大きな役割を果たしている。

しかし、近年養殖漁場の環境悪化や新たな魚病被害等が深刻化しており、その対応が喫緊の課題となっている。

よって、政府は、持続的な養殖生産を確保するため、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 養殖経営の安定を確保するため、生産基盤・

体制の整備、流通・加工及び価格安定対策、養殖共済制度の充実に努めること。

二 漁場改善計画の作成が全国的に進められるよう、国及び都道府県の試験研究機関、水産業改良普及組織等の連携を図るとともに、漁業協同組合等による推進体制の整備に努めること。

また、漁場環境の現状把握に必要な支援・指導を積極的に行うこと。

三 養殖漁場の環境改善を図るために、魚類のふんや残餌等の処理、海底の浚渫、赤潮の発生防止に係る技術開発等の積極的な推進に努めるこ

と。

四 低廉かつ安定した飼料の確保を図るために、未利用魚種の利用や安価で飼料効率の高い配合飼料の開発を推進すること。

五 特定疾病等のまん延を防止し、被害を最小限に抑えるため、魚病発生の早期把握及び情報の迅速な伝達体制の確立を図ることとともに、国、都道府県の関係機関、種苗生産業者、養殖業者等の連携による魚類防疫体制の強化を図ること。

六 国内防疫措置の実効性を確保するため、魚類防疫員及び魚類防疫協力員の養成・能力の向上のための研修制度の整備等を図ること。

右決議する。

持続的養殖生産確保法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年四月十五日

参議院議長 斎藤 十朗殿

衆議院議長 伊藤宗一郎

持続的養殖生産確保法案

持続的養殖生産確保法

(目的) 第一条 この法律は、漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための措置及び特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延の防止のための措置を講ずることにより、持続的な養殖生産の確保を図り、もって養殖業の発展と水産物の供給の安定に資することを目的とする。

第一条 この法律において「養殖漁場の改善」とは、飼料の投与等により生ずる物質のため養殖水産動植物の生育に支障が生じ、又は生ずるおそれのある養殖漁場において、これらの物質の発生の減少又は水底へのたい積の防止を図り、並びに養殖水産動植物の伝染性疾病の発生及びまん延を助長する要因の除去又はその影響の緩和を図ることにより、養殖漁場を養殖水産動植物の生育に適する状態に回復し、又は維持することをいう。

第二条 この法律において「特定疾病」とは、国内における発生が確認されておらず、又は国内の一部のみに発生している養殖水産動植物の伝染性疾病であつて、まん延した場合に養殖水産動植物に重大な損害を与えるおそれがあるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

第三条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第四条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第五条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第六条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第七条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第八条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第九条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第十条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第十一条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第十二条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第十三条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第十四条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第十五条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第十六条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第十七条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第十八条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第十九条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第二十条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第二十一条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第二十二条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第二十三条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第二十四条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第二十五条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

第二十六条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な施設の整備に関する事項

(基本方針)

第三条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

二 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 養殖漁場の改善の目標に関する事項

二 養殖漁場の改善及び特定疾病のまん延の防止を図るために必要な施設の整備並びにこれに必要な施設の整備に関する事項

三 養殖漁場の改善及び特定疾病のまん延の防止を図るために体制の整備に関する事項

四 その他養殖漁場の改善及び特定疾病のまん延の防止に関する重要事項

五 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

六 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の意見を聽かなければならない。

七 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

八 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の意見を聽かなければならない。

九 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

十 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の意見を聽かなければならない。

十一 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

十二 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の意見を聽かなければならない。

十三 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

十四 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の意見を聽かなければならない。

十五 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

十六 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の意見を聽かなければならない。

十七 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

十八 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の意見を聽かなければならない。

十九 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

二十 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の意見を聽かなければならない。

二十一 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

二十二 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の意見を聽かなければならない。

二十三 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

二十四 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の意見を聽かなければならない。

二十五 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（基本方針）

官報(号外)

水域が二以上の都道府県知事の管轄に属する場合にあっては、当該水域を最も広くその管轄する水域に含む都道府県知事。ただし、当該漁場改善計画の対象となる水域に漁業法第二百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う養殖漁場が含まれる場合においては、農林水産大臣。以下この条及び次条において同じ。)の認定を受けることができる。

2 漁場改善計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 対象となる水域及び養殖水産動植物の種類

二 養殖漁場の改善の目標

三 養殖漁場の改善を図るために必要な施設及び体制の整備

四 養殖漁場の改善を図るために必要な施設及び体制の整備

五 その他農林水産省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 漁場改善計画の内容が基本方針に適合することであること。

二 漁場改善計画の内容が前項第一号に掲げる目標を確実に達成するために適切であること。

三 漁場改善計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

4 都道府県知事は、他の都道府県知事が管轄する水域を含む漁場改善計画を認定するに当たっては、あらかじめ関係都道府県知事に協議しなければならない。

(漁場改善計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた漁業協同組合等(以下「認定漁業協同組合等」という。)は、当該認定に係る漁場改善計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならぬ。

2 都道府県知事は、認定漁業協同組合等が前条第一項の認定に係る漁場改善計画(前項の規定による変更があったときは、その変更後のも。以下「認定漁場改善計画」という。)に従って養殖漁場の改善を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(水産業協同組合法の特例)

第六条 認定漁場改善計画を作成した漁業協同組合が、認定漁場改善計画の内容を遵守させるために、総会(総代会を含む。)で、第四条第二項第三号に掲げる事項の内容に適合するよう行う前項に規定する漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更の議決を行おうとする場合において、特定組合員を直接又は間接の構成員とする会員たる漁業協同組合(以下「特定組合員所属組合」という。)のすべての同意を農林水産省令で定めるところにより得ているときは、水産業協同組合法第九十二条第三項において準用する同法第五十条(同法第九十二条第三項において準用する同法第五十二条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定にかかわらず、同法第九十二条第三項において準用する同法第五十条の規定による議決によることを要しないものとする。

3 第一項の規定は、認定漁場改善計画を作成した漁業協同組合連合会の特定組合員所属組合について準用する。

(勧告等)

第七条 都道府県知事(漁業法第二百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合における場合は、農林水産大臣。以下同じ。)は、漁業協同組合等が基本方針に即した養殖漁場の利用を行わないため、養殖漁場の状態が著しく悪化していると認めるときは、当該漁業協同組合等に対し、漁場改善計画の作成その他の養殖漁場の改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告をするものとする。

五十三条の規定による議決によることを要しないものとする。

2 認定漁場改善計画を作成した漁業協同組合等が、認定漁場改善計画の内容を遵守させるために、総会(総代会を含む。)で、第四条第二項第三号に掲げる事項の内容に適合するよう行う前項に規定する漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更の議決を行おうとする場合において、特定組合員を直接又は間接の構成員とする会員たる漁業協同組合(以下「特定組合員所属組合」という。)のすべての同意を農林水産省令で定めるところにより得ているときは、水産業協同組合法第九十二条第三項において準用する同法第五十条(同法第九十二条第三項において準用する同法第五十二条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定にかかわらず、同法第九十二条第三項において準用する同法第五十条の規定による議決によることを要しないものとする。

3 都道府県知事は、前項の規定により漁業法第三十四条第一項又は第三項の規定による養殖漁場の改善のための措置その他の適切な措置を講ずるものとする。

4 都道府県知事は、前項の規定により漁業法第三十四条第三項の規定を適用しようとするときは、同項に規定する海区漁業調整委員会(同法第八条第三項に規定する内水面における養殖業については、内水面漁場管理委員会)の申請によらず、漁業権に制限又は条件を付けることができない。この場合においては、同法第三十四条第二項及び第三十七条第四項の規定を準用する。

4 都道府県知事は、特定疾病がまん延するおそれがあると認めるときは、そのまん延を防止するため必要な限度において、次の各号に掲げる命令をすることができる。

一 特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の移動を制限し、又は禁止すること。

二 特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物を所有し、又は管理す

平成十一年五月十四日 参議院会議録第二十号

持続的養殖生産確保法案

三七

る者に対し、当該養殖水産動植物の焼却又は埋却を命ずること。

三 特定疾病の病原体が付着し、又は付着しているおそれのある漁網、いわゆるその他農林水産省令で定める物品を所有し、又は管理する者に対し、その消毒を命ずること。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令につき、農林水産省令で定める手続に従い、その実施状況及び実施の結果を農林水産大臣に報告するとともに、関係都道府県知事に通報しなければならない。

3 第一項の規定による命令については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

(損失の補償)

第九条 都道府県知事は、前条第一項の規定による命令により損失を受けた者に対し、その命令により通常生すべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定により補償を受けようとする者は、都道府県知事に、補償を受けようとする見積額を記載した申請書を提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の申請があったときは、遅滞なく、補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。

4 前項の補償金額の決定に不服のある者は、その決定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもってその増額を請求することができる。

5 前項の訴えにおいては、都道府県(漁業法第一百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあっては、國。

以下同じ)を被告とする。

(立入検査等)

第十一条 都道府県知事は、養殖水産動植物の伝染性疾病を予防するため必要があると認めるとき

は、その職員に養殖漁場その他養殖水産動植物の伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれのある場所に立ち入り、養殖水産動植物その他他の物を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な限度において、養殖水産動植物を他の物を集取させることができ

る。

2 前項の規定により立入検査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告の徵取)

第十二条 都道府県知事は、養殖水産動植物の伝染性疾病を予防するため必要があると認めるとき

は、農林水産省令で定める手続に従い、養殖

水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、必要な事項についての報告を求めることができ

る。

(特定疾病等の発生の届出)

第十三条 都道府県知事は、特定疾病又は新疾病

(既に知られている伝染性疾病とその病状が明らかに異なる養殖水産動植物の疾病をいう。以下同じ)が発生したと認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(魚類防疫員及び魚類防疫協力員)

(立入検査等)

第十三条 都道府県知事は、第十一条第一項の規定による立入検査、質問及び集取並びに第十五条の規定による指導及び助言に関する事務のうち

養殖水産動植物の伝染性疾病の予防に係るものを行わせるため、その職員のうちから、魚類防疫員を命ずるものとする。

2 都道府県知事は、養殖水産動植物の伝染性疾病に識見を有する者のうちから、魚類防疫協力員を委嘱することができる。

3 魚類防疫協力員は、養殖水産動植物の伝染性疾病の予防に関する事項につき、都道府県の施策に協力して、養殖をする者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の民間の活動を行う。

(試験研究等の推進)

第十四条 農林水産大臣は、第十二条の規定によ

る届出を受けた新疾病その他の養殖水産動植物の伝染性疾病の予防のために必要な試験研究及

び情報収集を行うよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第十五条 都道府県知事は、基本方針に即し、漁業協同組合等その他養殖をする者に対し、持続

的な養殖生産の確保を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。

(経過措置)

第十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることがで

きる。

(罰則)

第十七条 第八条第一項第一号の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十八条 第八条第一項第二号の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項第三号の規定による命令に違反した者

二 第十条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても各本条の罰金刑を科する。

五 第二十二条 法律は、公布の日から施行する。ただし、この法律は、公布の日から施行する。

六 第八条から第十三条まで及び第十七条から第二十条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

官 報 (号 外)

投票者氏名
國家公務員等の任命に関する件「株価算定委員会
委員(鈴木豊君)」

贊成者氏名

委員（鈴木豊君）

1

一九八名

中島 真人君
中原 爽君
長峯 基君
中曾根弘
仲道俊繁
成瀬守

平田	直嶋	寺崎
健二君	正行君	昭久君

内藤 正光君

岩本 莊太君
椎名 素夫君
堂本 曜子君

奥村 展三君
菅川 健二君

反對者田名

1

二二名

菅野
久光君

右

日程第一 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
一三三(六名)

佐藤	齊藤	清水嘉与子君	坂野	重信君
常田	鈴木	末広まさきこ君	須藤良太郎君	泰三君
武見	正孝君	敬三君	鈴木	政二君
享詳君	田村	公平君	世耕	弘成君
	竹山		裕君	
	谷川	秀善君		
	中川			
	義雄君			

川橋 幸子君
北澤 俊美君
郡司 彰君
小山 佐藤 蜂男君
櫻井 雄平君
高嶋 充
千葉 良充君
景子君

木俣 久保 小林 佳丈君
齋藤 輿石 東君 旦君
谷林 笹野 勁君 元君
角田 義一君 貞子君

照屋 寛實
福島 瑞穂
三重野栄子
阿曾田 清美
入澤 茂
月原 邦司
戸田 篤
星野 明市
朋市妻

田 澄上 山本 泉 鶴保 高橋 平野 渡辺
英夫君 貞雄君 正和君 貞也君 信也君 令則君 廉介君 貞天君 秀央君

平成十一年五月十四日 参議院会議録第二十号

平成十一年五月十四日 参議院△会議録第一号

投票者氏名

上野	尾辻	大野	岡	利定君	公成君
狩野	安君	つや子君	秀久君	景山俊太郎君	大野つや子君
加藤	紀文君	河本	英典君	金田	勝年君
龜井	郁夫君	岸	宏一君	亀井	郁夫君
河本	英典君	久世	公堯君	河本	英典君
景山俊太郎君	景山俊太郎君	国井	正幸君	岸	宏一君
金田	勝年君	鴻池	祥譽君	久世	公堯君
勝年君	祥譽君	佐藤	昭郎君	国井	正幸君
鴻池	祥譽君	斎藤	滋宣君	鴻池	祥譽君
佐藤	昭郎君	清水堯与子君	斎藤	滋宣君	佐藤
昭郎君	滋宣君	佐藤	孝雄君	昭郎君	昭郎君
斎藤	孝雄君	陣内	孝雄君	斎藤	孝雄君
滋宣君	孝雄君	末広	まさき	末広	まさき
佐藤	孝雄君	まき	こ	まき	こ
昭郎君	孝雄君	木	正孝君	木	正孝君
昭郎君	孝雄君	田村	公平君	田村	公平君
昭郎君	孝雄君	田村	公平君	田村	公平君
昭郎君	孝雄君	武見	敬三君	武見	敬三君
昭郎君	孝雄君	常田	享詳君	常田	享詳君
昭郎君	孝雄君	中島	真人君	中島	真人君
昭郎君	孝雄君	中原	爽君	中原	爽君
昭郎君	孝雄君	長峯	基君	長峯	基君
昭郎君	孝雄君	西田	吉宏君	西田	吉宏君
昭郎君	孝雄君	野間	赳君	野間	赳君
昭郎君	孝雄君	長谷川道郎君	英輔君	長谷川道郎君	英輔君
昭郎君	孝雄君	服部	三男雄君	服部	三男雄君
昭郎君	孝雄君	日出	英輔君	日出	英輔君

大島	慶久君	海老原義彦君
太田	豊秋君	鹿熊安正君
岡野	裕君	片山虎之助君
加納	時勇君	鎌田要人君
林	畠君	亀谷博昭君
橋本	秀一君	木村仁君
野沢	久野恒一君	北岡秀一君
成瀬	小山孝雄君	佐藤泰三君
平田	佐々木知子君	坂野重信君
畑	須藤良太郎君	塙崎恭久君
南野	鈴木政二君	佐藤弘成君
知恵子	中曾根弘文君	世耕裕君
君	仲道俊哉君	谷川秀善君
聖子	中川義雄君	竹山裕君
君	守重君	野沢太三君
芳正	南野知恵子君	林畠君
君	耕一君	橋本秀一君

保坂	水島	松村	村上	水島	松村	村上	正邦	龍二君	三藏君
堀	裕君								
前川									
平田	吉川	山本	矢野	山崎	森田	次夫君	哲朗君		
内藤	若林	吉川	吉川	吉川	吉川	一太君	正昭君		
谷林	足立	若林	芳男君	芳男君	芳男君	良平君			
角田	北澤	朝日	俊弘君	俊弘君	俊弘君				
齋藤	興石	今井	澄君	澄君	澄君				
笛野	小宮山洋子君	江田	五月君	五月君	五月君				
正昭君	彰君	川橋	幸子君	幸子君	幸子君				
義一君	勤君	北澤	俊美君	俊美君	俊美君				
正光君	健二君	谷林	東君	東君	東君				
利和君	哲郎君	角田	興石	興石	興石				
松田	岩夫君	内藤	小宮山洋子君	小宮山洋子君	小宮山洋子君				
元	より子君	堀	前川	平田	内藤	谷林	角田	齋藤	笛野

三浦　一水君
溝手　顯正君
森下　博之君
山内　俊夫君
山下　裕君
森山　依田智治君
山内　善彦君
山下　吉村剛太郎君
脇　雅史君
脇　基隆君
浅尾慶一郎君
伊藤　昭君
今泉　孟紀君
江本　敏夫君
小川　勝木
佐藤　健司君
木俣　佳丈君
久保　亘君
小林　元君
小山　峰男君
高嶋　良充君
千葉　景子君
寺崎　昭久君
長谷川　清君
廣中和歌子君
藤井　俊男君
松前　達郎君
峰崎　俊久君
本田　良一君
藤崎　直樹君

本岡 柳田 吉田 之久君
糸井 魚住裕 大森 礼子君
薬科 風間 沢 たまき君
高野 博師君 続 浜田卓一郎君
福本 訓弘君 統 日笠 勝之君
潤君 松 あきら君
山下 宮本 渡辺 井上
榮一君 孝男君 美代君
市田 緒方 笠井 順夫君
忠義君 立木 亮君
親司君 西山登紀子君
君枝君 林 小泉 洋君
吉岡 紀子君 宮本 岳志君
梶原 君典君 大沢 君
清水 敬義君 照屋 審子君
福島 寛徳君 瑞穂君

山下八洲夫君
和田洋子君
荒木清寛君
海野義史君
木庭健太郎君
加藤修一君
白浜良君
但馬久美君
鶴岡洋君
浜四津敏子君
山本保君
弘友和夫君
益田洋介君
森本晃司君
阿部幸代君
池田幹幸君
岩佐恵美君
大沢辰美君
小池晃君
須藤美也子君
八田ひろ子君
富樫練三君
橋本教君
筆坂秀世君
山下芳生君
吉川春子君
大脇雅子君
旦下裕代子君
渕上英夫君
谷本貞雄君
田嶺君

日程第一 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
一一三名

反对者氏

三重野栄子君	阿曾田清君	入澤肇君	扇千景君	泉信也君
島袋	水野	月原	高橋	正和君
菅野	椎名	星野	鶴保	令則君
石井	堂本	岩本	渡辺	庸介君
久光君	誠一君	莊太君	奥村	貞夫君
宗康君	暎子君	素天君	平野	秀央君
一二君			渡辺	
中村			奥村	
			展三君	
西川	山崎	菅川	健二君	
きよし君				
敦夫君				

官 報 (号 外)

平成十一年五月十四日 参議院会議録第二十号

投票者氏名

狩野	景山俊太郎君	岸	金田
水島	勝年君	龜井	勝年君
森田	河本	鴻池	都夫君
村上	佐藤	昭郎君	英典君
次夫君	斎藤	滋宣君	正幸君
裕君	清水	嘉与子君	公堯君
駒	鈴木	孝雄君	宏一君
保坂	田村	正孝君	久世
日出	武見	敬三君	国井
三藏君	中原	享詳君	正幸君
英輔君	長峯	眞人君	祥臺君
龍二君	西田	爽君	正幸君
浩君	野間	吉宏君	正幸君
松村	長谷川道郎君	赳君	正幸君

片山虎之助君	鹿熊安正君
木村仁君	鎌田要人君
北岡秀二君	龜谷博昭君
佐々木知子君	久野恒一君
佐藤泰三君	小山孝雄君
坂野重信君	佐々木知子君
塙崎恭久君	久野恒一君
須藤良太郎君	小山孝雄君
鈴木政二君	佐々木知子君
世耕弘成君	久野恒一君
竹山裕君	小山孝雄君
谷川秀善君	佐々木知子君
中川義雄君	久野恒一君
中曾根弘文君	小山孝雄君
仲道俊哉君	佐々木知子君
成瀬守重君	久野恒一君
野沢太三君	小山孝雄君
南野知恵子君	佐々木知子君
松谷蒼一郎君	久野恒一君
平田耕一君	小山孝雄君
林芳正君	佐々木知子君
橋本聖子君	久野恒一君
煙惠君	小山孝雄君
森下博之君	佐々木知子君
溝手裕君	久野恒一君
三浦一水君	小山孝雄君

矢野	山崎	山本	吉川	若林	足立	朝日	今井	吉川	正昭君	太君	芳男君	正俊君	良平君	俊弘君	澄君
薬料	柳田	本岡	円	堀	前川	松田	平田	福山	内藤	谷林	角田	篠野	與石	北澤	岡崎トミ子君
魚住裕一郎君	吉田	之久君	より子君	利和君	忠夫君	岩夫君	哲郎君	正光君	昭君	貞子君	東君	俊美君	幸子君	彰君	小宮山洋子君
満治君	柳田	昭次君	稔君	利和君	忠夫君	岩夫君	哲郎君	正光君	健二君	正昭君	義一君	俊美君	幸子君	彰君	與石

山内	山下	俊夫君
依田	善彦君	
吉村剛太郎君	智治君	
脇 雅史君	浅尾慶一郎君	
伊藤 基隆君	今泉 昭君	
江本 孟紀君	小川 敏夫君	
勝木 健司君	木俣 久保	
木俣 佳丈君	小林 元君	
久保 百君	小山 峰男君	
佐藤 雄平君	高嶋 良充君	
櫻井 充君	千葉 景子君	
寺崎 昭久君	寺崎 広中和歌子君	
長谷川 清君	本田 良一君	
峰崎 俊久君	藤井 俊男君	
松前 達郎君	和田 洋子君	
松崎 俊久君	荒木 清寛君	
篠瀬 進君	海野 義孝君	
山下八洲夫君		

井上	木庭健太郎	加藤修一
市田	浜四津敏子	白浜良一
緒方	弘友和夫	岡但馬
笠井	益田久美君	鶴岡洋君
立木	森本晃司	大良君
小泉	山本保君	介君
親司君	阿曾田清君	君
忠義君	入澤肇君	君
洋君	田村秀昭君	君
西山登紀子君	戸田茂皓君	君
	月原皓司君	君
	星野明市君	君
	岩本朋市君	君
	椎名莊太君	君
	堂本素夫君	君
	水野暁子君	君
	石井誠一君	君
	西川二三君	君
	中村敦夫君	君
	立木亮君	君
	小泉亮君	君
	忠義君	君
	洋君	君

橋本	八田ひろ子伊藤敦義	筆坂	秀世吾
日程第五	漁船損害等補償 法案(内閣提出、衆議院送付)	田	英夫君
日程第六	持続的養殖生	渕上	貞雄君
(衆議院送付)	谷本	山本	正和君
賛成者氏名	阿南一成君	大脇雅子君	下部禧代子君
	青木幹雄君	春子君	吉川
	井上吉夫君	春子君	山下芳生君
	石井道子君	大脇雅子君	大脇雅子君
	石渡清元君	渕上貞雄君	渕上貞雄君
	岩井國臣君	正和君	正和君
	岩崎純二君	谷本	魏昇
	岩永浩美君	田	英夫君
	上野公成君	渕上	貞雄君
	尾辻秀久君	山本	正和君
大野つや子君	大野つや子君	大脇雅子君	下部禧代子君
加藤紀文君	利定君	渕上貞雄君	渕上貞雄君
狩野安弘君	景山俊太郎君	正和君	正和君

煙野君枝・紀子君・岳志君・吉岡大潤・梶原敬義君・清水澄子君・照屋寛徳君・福島瑞穂君・三重野栄子君・島袋宗康君等の各氏の御名を改正する法律案(内閣提出)。

官 報 (号 外)

平成十一年五月十四日 参議院会議録第二十号

投票者氏名 質問主意書及び答弁書

質問主意書及び答弁書

が解決されぬまま、同処分組合により、日の出町に周辺住民の反対を押し切って二つ目の処分場が建設され、運用されている。この処分場では、搬入された焼却灰の場外への飛散が住民に目撃され、新たな不安要因となっている。

この東京・日の出町の処分場は、全国における処分場のモデルとなっている。そのため、日の出町が抱える問題は、この一地域にとどまらず、全国に共通しており、国政の立場からも決して無視できないものと考える。

以上の観点から、次の事項について質問する。

一 処分場における地下水汚染問題について

1 現在、内陸式管理型処分場(一般廃棄物処分場及び産業廃棄物処分場)の既設及び計画中の数をそれぞれ明らかにされたい。

2 1のうち、地域住民が、その処分場に対する不安の声(署名活動、公害調停、訴訟行為等)をあげている処分場の数を、政府が把握している範囲で明らかにされたい。

3 処分場に埋め立てられた廃棄物は覆土されるが、雨水がこの廃棄物の中を浸透し浸出水となる。公共水域への排水にあたり有害化学物質が規制されているか。規制されているならば概要及び浸出水中のダイオキシン類や環境ホルモン等の有害化学物質に関して、いかなる処理工程により無害化されて公共水域に放出されているのか、それぞれ明らかにされたい。規制されていなければ、政府として現在規制していない理由及び規制する予定をそれが明らかにされたい。

4 廃棄物の処理処分によって発生したダイオキシン類や環境ホルモン等の有害化学物質が

住民に健康被害の不安を起こさせる事実を政府はいつから認識したか示されたい。また、それが厚生省の処分場指針作成開始の前か後かも明らかにされたい。

5 廃棄物処理処分によって発生する有害物質による環境汚染、それに伴う人間及び生態環境を形づくる生物への被害という不安は、今や国民的大問題に発展しつつある。水源地を処分場の立地とすることについての政府の見解を伺いたい。また、この問題について、既設処分場に対する実態調査及び調査に基づく対策を行うのか、行うならば概要を、行わないならば行わない理由を明らかにされたい。

6 谷戸沢処分場のよう、厚さ一・五ミリメートルのゴムシート一重で遮水している内陸式管理型処分場が全国で何ヶ所あるか明らかにされたい。また、遮水シートの耐久年数及び耐久年数が過ぎた後の対策も明らかにされたい。

7 遮水シートが破損した場合、どのようにして浸出水による地下水汚染が防止できるのか、その仕組みについて具体的に示されたい。

二 谷戸沢処分場における地下水への汚水漏れに関する調査と二ツ塚処分場建設に関する厚生大臣の要請について

平成八年三月二十二日、菅直人厚生大臣は、青島幸男東京都知事に対して、公開・住民参加による谷戸沢処分場の汚水漏れ原因調査を処分組合が行うこと前提として、それまで交付決定を保留していた二ツ塚処分場の、平成七年度

廃棄物処理施設整備国庫補助金の交付決定を通知した。当時、処分組合は裁判所の仮処分命令を無視し、税金から間接強制金を支払う行政機関として、世論から強く非難されていた。だが、現在に至るまで、処分組合は、汚水漏れ究明を訴えている地元住民を交えた、厚生大臣の要請の趣旨に沿った調査を行っていない。

補助金交付に対する前提条件を満たしていないことから、政府は補助取消しを含めて二ツ塚処分場への補助金交付を見直すのか。見直すなら、その概要と日程を明らかにされたい。見直さないならば、厚生大臣の要請と補助金交付を行うこととの間の整合性に関する見解を明らかにされたい。

三 処分場に搬入された焼却灰の飛散による周辺地域の大気、土壤汚染について

平成十年四月二日、小泉厚生大臣宛に提出された日の出町処分場周辺の住民団体「日の出の森・水・命の会」の要請文には、次のような趣旨が述べられている。

・処分場に搬入される焼却残渣の粒径は、十三クロン以下のものが多数を占める。この様な細かい粒子は、風に対して気体とほぼ同じ挙動をする。

・処分場はすり鉢状の形態をしている。そこでは日中、太陽光によって斜面が暖められ、気象学上谷風といわれている、斜面を登る気流が生ずる。

・また、処分場上空に風が吹き抜ける時すり鉢状の地形から、いわゆる「霧吹き効果」と言われる現象が起り、処分場内の気流は場外へ吸い出される。

・また、場内での灰の埋め立て作業は、厚生省の処分場指針に従い、埋立地盤の安定性、埋立地の延命化のために灰の上をキャタピラ装備のブルドーザー等の重機で「十分に締め固め」作業が行われているはずであるが、それにもかかわらず、實際にはこの様な重機により運び込まれて来た焼却残渣は、巻上げられて前述の谷風や上空の風に乗って場外に飛散している。

・さらに夜間放射冷却により、冷気が日中汚染された大気を下方に閉じ込めて、朝方逆転層が解消されるまで、処分場周辺の大気は有害物質が濃縮された状態にある。

処分組合の管理している日の出町の二ツ塚処分場は、十分間の平均風速が五・五メートル毎秒を超えた場合に焼却灰の搬入及び埋立作業を中止することになっている。これは、処分場建設時に行った環境アセスメントの大気汚染の予測において「表土除去及び覆土による土壤粒子」の飛散の予測だけしかしていないためである。すなわち気象局の風力階級四の「砂ぼこりが立ち、紙片が舞い上がる」を基準にしている。焼却残渣が場外に飛散することを全く予測していない欠陥アセスである。そこで昨年秋、住民は焼却灰の場外飛散の実態を確認するために、処分場を特定発生源として、環境庁のマニュアルに従った方法で周辺地域のダイオキシン調査をした。その結果、周辺土壤及び樹木の葉の表面から高濃度のダイオキシンが検出された。

一方、同じ発ガン性の問題がある物質でも、アスベスト(石綿)に対する国の対策はかなり進

んでいる。これまで、建築物の解体等に伴う石綿の飛散については、主として行政指導によって対応してきた。一九九五年一月の阪神・淡路大震災を機に対策の徹底が図られ、平成八年五月九日に「大気汚染防止法」の一部を改正する法律が公布された。すなわち、石綿その他の特定粉塵を発生し、または飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物が改造・解体・補修されるときの作業場の環境条件が、①他の場所からの隔離を行う、②前室を設ける、③作業場を負圧に保つ、④高性能エアフィルターで捕集する、⑤薬液等により湿らせ、あるいは皮膜をつくり飛散を防ぐ、というように規制されたのである。

これに対して、政府のダイオキシン対策は、規制対象を廃棄物焼却炉及び製鋼用電気炉に限定している。処分場は規制対象からはずされ放置されたままである。前述したように、処分場の局地的な気象現象による灰の飛散を考えば、この状態を放置していたら、全国の処分場から焼却灰が飛散し、日本全土が焼却灰に覆われ、所沢問題が各地に飛火し、日本中がパニックになるおそれがある。

政府は、管理型処分場の焼却灰の飛散対策として行政指導等の緊急対策を行うならば、概要を明らかにされたい。行わないならば、理由を明らかにされたい。また、アスベスト並みに法規制を強化するのか明らかにされたい。法規制をしないならば、その理由を示されたい。

参議院議員中村敦夫君提出廃棄物最終処分場の安全性に関する質問に対する答弁書

平成十一年五月十一日

参議院議長 斎藤 十朗殿 内閣総理大臣 小渊 恵三 厚生省

参議院議員中村敦夫君提出廃棄物最終処分場の安全性に関する質問に対する答弁書

安全に設置する市から産業廃棄物の最終処分場について昭和六十二年から平成八年までの十年間に御指摘のような紛争が生じてきるもの件数の報告を求めたところ、合計で百四十か所であった。

お尋ねの廃棄物の最終処分場の浸出水を最終処分場から排出する際の放流水（以下「放流水」という）に含まれる有害化学物質の規制については、排水基準を定める総理府令（昭和四十六年政令第三百号）以下「廃棄物処理法施行令」という。第五条第二項に規定する水面埋立地をいう。以下同じ。）以外のものが平成七年度末で一千三百六十七か所であり、産業廃棄物の最終処分場は、廃棄物処理法第十五条第一項の規定に基づく許可を受けたもの及び

十六年政令第三百号（以下「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第二項に規定する水面埋立地をいう。以下同じ。））のうち、水面埋立地（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十六年総理府令第三十五号）第一条に規定するP.C.B等の有害物質に関しては、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（昭和五十二年総理府令・厚生省令第一号。以下「基準命令」という。）において、一般廃棄物の最終処分場及び管理型最終処分場（以下「管理型最終処分場等」という。）には放流水の水質を当該有害物質の排水基準に適合させることができる浸出液処理設備を設置しなければならないこととするとともに、基準命令第一条第二項第十四号イ及び第二条第二項第三号において、放流水の水質が当該有害物質の排水基準に適合することとなるよう当該設備を維持管理しなければならないこととしている。

また、放流水中のダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの混合物をいう。以下同じ。）に関しては、現在のところ、基準命令においてダイオキシン類そのものを放流水の規制対象物質としては把握していないが、平成十年六月の基準命令の改正において、管理型最終処分場等の放流水に含まれる浮遊物質量の基準を強化したことであるものと考へる。他方、厚生省においては、平成九年度から厚生科学研究所として「最終処分場における環境微量汚染物質対策に関する研究」を開始し、最終処分場におけるダイオキシン対策の在り方について調査研究を進めているところであり、今後、調査研究の成果等を踏まえ、規制の在り方について更に検討してまいりたい。

次に、御指摘の内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）に関しては、人の健康への影響について科学的に未解明な点が多いことから、現在のところ、基準命令において放流水の規制対象物質とはしていないが、厚生省においては、平成八年度から各種の調査研究を進めているほか、平成十年四月に設置した「内分泌かく乱化学物質の健康影響に関する検討会」で国際的な動向も踏まえつつ総合的な検討を行い、同年十一月に中間報告を取りまとめたところであり、今後、これらの検討結果や調査研究の成果等を踏まえ、規制の必要性について検討してまいりたい。

一の4について

御指摘の廃棄物の処理によって発生するダイオキシン類の問題について政府がいつから認識していたかを特定することは困難であるが、厚生省においては、廃棄物処理に係るダイオキシン問題への取り組み方を検討するため、昭和五十八年十二月「廃棄物処理に係るダイオキシン等専門家会議」を設置したところである。

一方、お尋ねの廃棄物最終処分場指針については、厚生省において、昭和五十二年に、廃棄物最終処分場の技術上の基準として基本的な部分を基準命令において定めるとともに、廃棄物最終処分場の建設に係る国庫補助事業を採択する際の技術上の基準として当該指針を定め、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る施設の構造に関する基準について」(昭和五十二年六月十日付け環第46号厚生省環境衛生局水道環境部長通知)により都道府県に通知したものである。

また、内分泌かく乱化学物質については、一の3について述べたとおり、厚生省において、平成八年度から各種の調査研究を進めているほか、平成十年四月に検討会を設置し健康影響の検討等を行っているところである。

一の5について

廃棄物の最終処分場の立地については、最終処分場の設置が基準命令に適合するとともに、その設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該最終処分場の周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされている場合には、御指摘の水源地であっても、特段の問題はないものと考へる。

新たに許可申請又は届出がなされた廃棄物の最終処分場がこれらの条件に適合するか否かを明らかにするための手続としては、平成九年十二月の廃棄物処理法の改正において、施設設置者による生活環境影響調査の実施、都道府県知事による申請書の告示及び縦覧、関係市町村長及び専門的意見を有する者からの生活環境保全上の意見の聴取等の手続が新たに規定され、平成十年六月から当該規定が施行されたところである。さらに、平成十年六月の基準命令の改正において、管理型最終処分場等の管理者は当該施設の周縁から採取した地下水等の水質を定期的に測定し、その結果水質の悪化が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境保護措置を講ずることとするなどを新たに規定したところであり、当該規定は、新設の施設については平成十年六月から既設の施設については本年六月から適用されるものである。なお、廃棄物最終処分場周縁の地下水等の水質の測定結果は、廃棄物処理法第八条の四、第九条の三第六項及び第十五条の二の三の規定に基づき、閲覧に供されることとされている。

次に、御指摘の既設処分場における実態調査については、厚生省において、平成九年度に市町村の設置する一般廃棄物最終処分場の実態を調査し、その結果を平成十年三月に公表したところである。同調査の結果によれば、調査対象とした千九百一施設のうち五百三十八施設において、浸出液処理設備等を有していないことが判明したところである。同調査の結果を踏まえた対策として、「一般廃棄物最終処分場の適正化について」(平成十年三月五日付け生衛発第三百五十五号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)及び「一般廃棄物最終処分場の適正化に関する留意事項について」(平成十年三月五日付け衛環第八号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)により、これらの最終処分場について、市町村において廃棄物の搬入を停止すると又は搬入する廃棄物の種類を限定すること、周辺の地下水等の水質調査を実施すること等の措置を講ずること並びに水質調査の結果、地下水等の汚染が見られた場合には、鋼矢板の打ち込み等による汚染の拡散防止、不透水性の材料による埋立地の被覆、廃棄物の掘削及び撤去等の措置を検討し、実施する等の適切な対策を講ずることについて指導するよう都道府県に対し指示したところである。また、平成十一年度第一次補正予算において、市町村が実施する水質調査や埋め立てた廃棄物から生じる污水等の流出を防止するための事業に対する国庫補助に必要な経費として五百五十六億円を計上し、これら最終処分場の適正化対策の推進を図ったところである。

一部が破損した場合であっても浸出液の漏出による地下水等の汚染を防止できるよう、原則として二重の遮水構造(粘土層及び遮水シート、アスファルト・コンクリート及び遮水シート、又は二重の遮水シート)を有するものとする」とを規定するとともに、同号のイ(3)において、遮水シートの保護のための具体的な措置として、日射により遮水層が劣化するおそれがある場合には当該遮水層の表面を遮光の効力がある不織布等で覆うことを規定したこと等により、新設の管理型最終処分場等については、少なくとも廃棄物処理法第九条第五項及び第十五条の二の四第三項の規定に基づいて当該最終処分場が廃止されるまでは、遮水工の遮水能力を確保できるものと考えている。

また、遮水シートが破損した場合の地下水汚染の防止については、新設又は既設いずれの最終処分場においても、一の5について述べたとおり、基準命令において、地下水等の水質を定期的に検査すること及び水質の悪化が認められる場合にはその原因の調査その他の生活環境保全上必要な措置を講ずることとしている。

遮水シートを補修する方法としては、当該破損箇所の埋立物を掘削して補修する方法、管を使つて破損部分周辺に補修材を注入する方法、シートの破損時に流出、固化し破損部分が補修される方法等がある。また、地下水等の汚染の拡大を防止する方法として、鋼矢板の打ち込みによる鉛直遮水や、不透水性の材料による埋立地の被覆等の方法がある。

官 報 (号 外)

二について

御指摘の厚生大臣の要請については、東京都

三多摩地域広域処分組合(以下「三多摩広域処分組合」という。)による二ツ塚一般廃棄物最終処分場の整備事業に対する平成七年度の廃棄物処理施設整備費国庫補助金の交付決定を行うに当たり、三多摩広域処分組合が設置し管理運営を行っている日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場についてかねてから汚水漏れや周辺地下水への影響の問題が指摘されていることを踏まえ、同処分場の汚水漏れの原因や周辺地下水への影響について再度調査を実施することを東京都を通じて三多摩広域処分組合に要請したものであり、これは当該調査の実施を二ツ塚一般廃棄物最終処分場に係る国庫補助金の交付決定の条件としたものではない。

また、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場周辺の地下水調査等については、厚生省において、平成十年四月に東京都から三多摩広域処分組合が住民が参加する調査委員会の設置、分析専門機関による調査、結果の公表等の厚生大臣の要請におおむね応えた方法及び内容の調査を実施する予定である旨の報告を受けたところであり、その後この報告の内容に基づいて三多摩広域処分組合において地下水調査等が実施されているものと承知している。

したがって、御指摘のような国庫補助金の交付決定の見直しを行う考えはない。

三について

御指摘の最終処分場における焼却灰の飛散対策としては、廃棄物処理法施行令第三条第三号及び第六条第一項第三号に規定する廃棄物の埋

立処分の基準並びに基準命令第一条第二項第一号及び第二条第一項に規定する最終処分場の維持管理の技術上の基準として、最終処分場の維

立地の外に廃棄物が飛散し、及び流出しないよう必要な措置を講ずることを規定している。

また、厚生省において平成八年六月に設置した

「ごみ処理に係るダイオキシン類削減対策検討会」が平成九年一月に取りまとめた報告書にお

いて「最終処分場からの粉塵の飛散を防止するため、十分加湿した状態で搬入し、迅速な覆土

を行うこと」等が提言されており、これを受け

て、「ごみ処理におけるダイオキシン類の削減

対策について」(平成九年一月二十八日付け衛環

第二十一号厚生省生活衛生局水道環境部長通

知)により市町村において最終処分場における

飛散防止等を含むダイオキシン類排出削減対策

が強力に推進されるよう都道府県に対して指示

する等の措置を講じているところである。

これらの措置によって、最終処分場からの焼却灰の飛散又は流出の防止の徹底が図られると考えており、現時点において焼却灰の飛散対策に關し新たに法規制を強化することは検討していない。

(参照)

五月十四日議長において、左のとおり議席を変更した。

一〇 入澤 肇君
一六〇 岩瀬 良三君

官 報 (号 外)

平成十一年五月十四日 参議院会議録第二十号

第一回
明治三十五年三月三十日
可日

発行所
二東京一
番四都港五
大藏八
省印刷局四
電話
03
(3587)
4294
定価
(本体
一部
1111
1010)